

官報

昭和五十九年二月二十二日

○第百一回 衆議院會議録 第六号

昭和五十九年二月二十二日(水曜日)

議事日程 第六号

昭和五十九年二月二十二日

午後一時開議

第一 地方交付税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

昭和五十八年度一般会計補正予算(第1号)

昭和五十八年度特別会計補正予算(特第1号)

日程第一 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣提出)

酒税法及び清酒製造業の安定に關する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び石油税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時九分開議

○議長(福永健司君) これより會議を開きます。

○古賀誠君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、昭和五十八年度一般会計補正予算(第1号)、昭和五十八年度特別会計補正予算(特第1号)、右両件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福永健司君) 古賀誠君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

昭和五十八年度一般会計補正予算(第1号)

昭和五十八年度特別会計補正予算(特第1号)

○議長(福永健司君) 昭和五十八年度一般会計補正予算(第1号)、昭和五十八年度特別会計補正予算(特第1号)、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長倉成正君。

昭和五十八年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

昭和五十八年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔倉成正君登壇〕

○倉成正君 ただいま議題となりました昭和五十八年度一般会計補正予算(第1号)及び同特別会計補正予算(特第1号)につきまして、予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この補正予算案は、去る二月八日本委員会に付託され、十日に竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十一日及び本二十二日の両日質疑を行い、本日質疑終了後、討論、採決をいたしましたものであります。

まず、補正予算の概要について申し上げます。

一般会計予算につきましては、歳出において、災害復旧費の追加、給与改善費及び義務的経費の追加など合計九千三百二十七億円の追加を計上いたしておりますが、他方、既定経費の節減、予備費の減額などにより、合計四千七百二十九億円の修正減少を行うこととしております。

歳入においては、昭和五十八年分の所得税減税を見込んでおりますが、一方において、税外収入の増加、前年度剰余金受け入れで合計四千二百七十八億円を計上するほか、建設公債四千四百五十億円を追加発行することとしております。

この結果、昭和五十八年度一般会計補正後予算の総額は、歳入歳出とも、当初予算に対し四千五百九十八億円増加して、五十兆八千三百九十四億円となります。

また、歳入のうち、公債金の総額は十三兆七千九百億円となり、その依存度は二七・一％となっております。

特別会計予算につきましては、一般会計予算の補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計、厚生保険特別会計など十五特別会計について所要の補正を行うこととしております。なお、一般会計及び特別会計において、総合経

済対策の一環として、一般公共事業に係る国庫債務負担行為三千九十一億円を追加計上することといたしております。

次に、質疑のうち、主なものについてその概要を申し上げます。

まず、「五十八年度の実質経済成長の実績見通しは、外需の寄与度が当初よりも倍増しているがその要因は何か。それが五十九年度の経済成長にどうはね返っていくのか。また、国内経済環境が非常に安定してきている中で、一人当たりの雇用者所得の見通しはどうか」との趣旨の質疑に対し、政府から、「五十八年度の経済は当初よりも外需の寄与度が若干大きくなり、内需が二・二％外需が一・二％、合わせて三・四％成長を想定している。五十八年度の外需が高まったのは、アメリカ経済の回復を契機に我が国の貿易が予想以上に伸びたという背景がある。五十九年度においては、内需の寄与度は相当高まり、外需の寄与度は相対的に下がると見ており、内需が三・六％、外需が〇・五％という見通しである。また、五十八年度の一人当たり雇用者所得は、当初見通しよりも若干下がって三・五％の見通しだが、五十九年度は四・七％を想定している」旨の答弁がありました。

次に、「日米経済摩擦のポイントは、昨年二百十六億ドル、本年三百億ドルを超える対米黒字と、アメリカの失業問題であると思うが、これをどう解決していくのか」との趣旨の質疑に対し、政府から、「日米間の社会的習慣、経済発展段階の相違等から貿易摩擦が起こる可能性は否定できない。原因の一つは、日本の輸出力が強いことにあるが、一面、日本の市場が閉鎖性を持っているとの非難がある。問題は、起こっていることよりも、起こったことに対する解決の方法を知っているということ。今後とも日米間で協調し、相談しながら、輸出に対する自衛自制措置等を適切に行うとともに、資本、金融等の自由化を促進する」というさまざまな組み合わせで解決したいと思っ

昭和五十九年二月二十二日、衆議院会議録第六号 昭和五十八年度一般会計補正予算(第一号)外一件

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 両件につき討論の通告があります。順次これを許します。清水勇君。

〔清水勇君登壇〕

○清水勇君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました五十八年度補正予算二案に対し、反対の討論を行います。(拍手) この際お許しをいただき、討論に先立つて、今次五九豪雪できょう現在五十八名の方がとうとい一命を亡くされたわけでありましたが、深甚な弔意をあらわすとともに、御遺族の皆様並びに多大の被害に遭遇をされました豪雪地の皆さんに心からお見舞いを申し上げる次第でございます。(拍手)

補正予算二案に反対する理由は、以下四点にわたって申し述べますが、この二案は、軍事費を突出させたままとし、国民生活を圧迫し、財政再建を後退させる国民犠牲の行革路線に基づいた補正案だからであります。

理由の第一は、本格的な五十八年度内の減税を実施せず、国民の期待を裏切ったこととあります。

政府は、五十八年度、一千五百億円の所得税減税でお茶を濁しました。しかし、これでは独身者千円そこそこ、標準世帯でも四、五千円の減税にしかならず、税負担を軽減する実効がないばかりか、景気浮揚に役立つ規模のものでないことは言うまでもありません。これは、政府与党たる自民党が野党と国民に対して行った公約の明白な背信であります。(拍手)

すなわち、自民党は、国民の強い減税要求を前にして、昨年二月二十六日与野党幹事長・書記長会議において、国会内外の世論を強く考慮して、景気浮揚に役立つ相当規模の大幅な減税を五十八年度中に実施することを誓約いたしました。加えて、政府に決断させる自信があると言いつつ切ったのであります。したがって、この時点で、国民

が一兆円以上の所得減税の五十八年度実施を期待したのは当然であります。にもかかわらず、これを平然と裏切る自民党は、公党として不具識であり、与党としての責任を厳しく問われなければならないと思います。

同時に、この与野党合意につき、三月一日衆議院議長は、「減税問題については、与野党合意の趣旨にのっとり、これの実現のため、政府は最大の努力をすることを確認すること」との見解を表明したのであります。この議長見解を無視した政府の態度は、国権の最高機関である国会の権威を冒瀆するものと言わなければなりません。

政府・自民党による五十八年度本格減税の不実施は、勤労国民に不公平な重税を押しつけてきた上に、公党間の約束を破り、議会制民主主義に背反するものであって、日本社会党は到底容認することができません。これが第一の反対の理由であります。

第二の理由は、人事院勧告の完全実施を行わなかったこととあります。

人事院は、五十八年度において六・四七％の給与の引き上げを勧告したのでありますが、政府はその三分の一にも満たない二％だけ引き上げ、四・四七％を実施していません。二年度連続の政府の暴挙により、例えば年収四百萬円の公務員は年十八萬円の給与をカットされているのであります。しかも、人勧の値切りや凍結は、公務員を苦しめるだけでなく、年金の据え置き、民間賃金の抑制に波及し、国民生活を圧迫し、内需中心の経済回復をおくらせたことも、また明白であります。

この際、人勧の値切りを改め、人事院勧告を直ちに完全実施し、そのための予算を計上するよう、強く要求するものであります。

言うまでもなく、政府が人勧を勝手に値切ることは、憲法及び労働基準法の精神に違反する重大な不当・不法な行為であります。賃金は、使用者の恣意によって決められるものではありません。労使間の契約によって決定されるものであり、それを

を担保するのが労働基本権であります。政府がこの代償措置たる人事院制度を守れないのなら、必然的に労働基本権が回復されなければならぬ性質のものであります。したがって、人勧に対する不当措置を含む補正予算に反対せざるを得ないのはいさだし当然であります。

第三の理由は、補正予算二案が年金、福祉の引き上げなど必要な経費を計上していないこととあります。

五十八年度当初予算編成に際し、我が党は、厚生年金、国民年金等の物価スライド、老齢福祉年金の月額三万円への引き上げ等不可欠最小限の社会保障の確保を政府に要求し、あわせて予算組み替え動議を提出いたしました。しかし、政府は年金、福祉という切実な要求を冷徹にも拒否したのであります。五十八年度消費物価は政府実績見込みによっても二％上昇しますから、年金、福祉は確実に二％の切り下げになるのであります。同じ政府見込みは、財産所得が七・二％、企業所得が四％、一人当たり雇用者所得も三・六％ふえるとしております。こうした中で、なぜ年金、福祉で生活する老人、母子世帯、障害者だけが実質生活を切り下げられなければならないのでありましようか。私は、このような弱者切り捨て、不公平拡大をもたらす補正予算案には何としても賛成することができません。

第四の反対理由は、補正予算二案が経済の回復をおくらせ、財政再建を後退させている点とあります。

補正による公債金収入は四千四百五十億円ふえ、公債依存度は二七・一％と当初予算より〇・六ポイントふえることになりました。振り返って、近年、補正予算における国債発行の追加が行われており、改められなければならない。かくして、補正予算の基本的性格は、当初予算と同様に、国民犠牲の行革路線に基づくものと断ぜざるを得ないのであります。

そこで、政府は、このような財政方針と補正予算を根本的に改め、不公平税制の是正等により財源を確保して、年度内に本格的所得減税の実施、不要不急経費並びに軍事費の削減、福祉、教育の充実を柱とした補正予算に編成替えすべきものであります。

以上の理由から私は補正予算二案に反対を表明し、討論を終わります。(拍手)

○議長(福永健司君) 齊藤節君。

〔齊藤節君登壇〕

○齊藤節君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題になりました昭和五十八年度一般会計補正予算案及び同特別会計補正予算案に対し、反対の討論を行うものであります。(拍手)

中曽根内閣は、昭和五十八年度予算案を編成するに当たり、財政再建を進めると宣言し、超緊縮予算を編成したのであります。その内容は、国民生活と関連の深い歳出予算を大きく削減したものであります。言うなれば、すべての人々が幸福になり、同時に社会も繁栄するという政治の理想とは全くかけ離れた弱肉強食の予算編成が行われたのであります。真の政治理念なき為政による結果が、今日のように失業や倒産を高水準のままに推移させ、社会的に弱い立場の人たちを窮地に追い込んでいっていると言っても私は言い過ぎではないと思うのであります。(拍手)

また、私は、このような事実が教育の荒廃や顔を覆いたくなる犯罪事件の数々、聞くにたえない破産の行方などの横行にも相通じていることを指摘せざるを得ないのであります。五十八年度補正予算案の内容においても、根底に真の政治理念のなきを残念に思うものであります。以下、本補正予算案に反対する主な理由を申し上げます。

その第一の理由は、本補正予算案には景気浮揚に有効な具体策が盛り込まれていないことであります。

我が国の経済は、徐々に景気に明るさが見え始めていくことは確かですが、それは多くが

外国への輸出に支えられたものであり、国内の需要、いわゆる内需の低迷は依然として続いております。内需の低迷は、失業と倒産に拍車をかけることになり、また税収の伸び悩みをもたらし、財政再建をさらに困難に陥れているのであります。中曽根総理は、昨年一月の施政方針演説で内需主導の景気回復を公約されました。残念ながら、この公約は看板倒れに終わっていると言わざるを得ません。

目下の課題は、消費を拡大し、内需を活性化させ、本格的な景気回復を実現し、我が国の経済を安定成長の軌道に乗せることであります。本来であれば、総理の公約を果たすためにも、本補正予算案においても、我々がかねて主張してきたように所得税、住民税の大幅減税、一般公共事業の追加措置などを講ずるべきであります。積極的な景気対策を欠く本補正予算案は到底認めるところではありません。

反対する第二の理由は、五十八年中に大幅減税を実施するという与野党合意を政府・自民党が一方的に踏みにじり、所得税のみのわずか一千五百億円のミニ減税にとまっていたことであります。

五十三年以来、本格的な減税が見送られてきた結果、家計は大幅な実質増税を迫られ、年々苦しい状況に追い込まれていることは多くを言うまでもありません。中曽根総理は、五十九年度は大幅減税を実施すると胸を張っております。しかし、五十八年中に大幅減税を行うという与野党間の合意はどうなったのでありましょうか。与野党間の合意を踏みにじるという暴挙は、議会制民主政治の否定にもつながりかねないものであります。しかも、五十九年度における減税は、我々の要求額を大幅に下回る上、減税財源として、事もあるうに酒税、物品税の引き上げなど大幅増税を強行しようとしていることであります。大幅減税の速やかな実施を願う国民の声を聞き入れることなく、国民生活に実質増税を押しつけ続けてきた政府の

責任はまことに重大であります。実質増税が個人消費の停滞を余儀なくし、景気回復をおくらせてきたことも同時に追及されなければならないのであります。

本補正予算案に反対する第三の理由は、人事院勧告を無視し、国家公務員の給与引き上げを大幅に抑制していることであります。

言うまでもなく、人事院勧告は国家公務員の労働基本権制約に伴う代償措置であり、人事院勧告の大幅抑制は人事院勧告制度そのものの形骸化にも通ずると言わざるを得ないのであります。私が重視するのは、人事院勧告の大幅抑制は国家公務員の生活水準を低下させるだけでなく、地方公務員、年金、恩給生活者にも影響を及ぼすことであります。私は、一方で公務員の実質削減によって総人件費の抑制を図りながら、あくまでも人事院勧告制度の完全実施を要求するものであります。(拍手)

最後に、本来政治は国民がその所得を得て、一人も漏れなく自己の生活を営むのが理想であります。歴史的に見ても、悲しみや苦しみが一國に充滿し、平和と幸福を失った国民ほど哀れな存在はありません。政治も経済も教育も文化も、すべて人間が幸福になるための営みであります。なかなく、政治は国民の一人一人の生活に直接結ばれているものでありますから、平和と幸福の実現を唯一最高の目的として実践されなければなりません。残念ながら、中曽根総理の目指す方向はその反対であると断ぜざるを得ません。

以上申し上げ、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(福永健司君) 木下敬之助君。

〔木下敬之助君登壇〕

○木下敬之助君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となっております昭和五十八年度補正予算二案に対し、反対の討論を行うものであります。(拍手)

我が国経済は、ようやく景気回復の方向にある

とはいふものの、中小企業を中心とする企業倒産は、昨年は前年比一・八%増の一万九千五百五十五件と過去最高を記録し、また失業率も二・六%と過去最悪であります。実質賃金の伸び悩みとともに、国民生活に大きな不安を与えております。さらに、内需の冷え込みの影響は国内面だけにとどまらず、経常収支の大幅黒字は対外経済摩擦を激化させてまいりました。

その一方で、財政破綻はますます進行し、「増税なき財政再建は今や空文と化し」、「財政再建なき増税」に変質しつつあります。経済成長の鈍化によって税収は著しく伸び悩み、税収欠陥は五十六年度が約三兆三千億、五十七年度は実に約六兆一千億となり、五十八年度においても二千六百億円の不足が見込まれております。その結果、赤字国債の発行額はこの三年間六から七兆円と横ばいで、財政再建が進んでいないだけでなく、国債費が九兆円と、社会保障費と並んで一般歳出のトップを占めるまでになってしまったことは周知のとおりであります。

こうした景気回復の立ちおくれ、雇用不安、対外摩擦、財政破綻はいわば一連の悪循環であり、その主たる原因が、金がないから何もしないという政府の縮小均衡型経済運営にあることは明らかであります。

我々は昨年来政府に対し、こうした縮小均衡型経済運営をやめ、一方において一兆四千億円の所得減税の実行、下期三兆円規模の公共事業の追加など思い切った積極経済政策を実行し、それによって大幅な自然増収を確保するとともに、他方において抜本的な行政改革を進め、それによって「増税なき財政再建」を達成するという拡大均衡型経済運営への転換を強く要求してまいりました。これしか景気回復と「増税なき財政再建」を真に実現する道がないからであります。しかし政府は、こうした我々の主張に耳をかさず、大蔵省主導による帳じり合わせ優先の縮小均衡型経済運営に終始し、その結果、五十八年度は三%台の低成長に

昭和五十九年二月二十二日 衆議院會議録第六号 昭和五十八年度一般会計補正予算(第一号)外一件

とどまつたことは極めて遺憾と言わざるを得ません。

この補正予算案も、この縮小均衡路線から一歩も出ておりません。

すなわち、第一に、大幅な所得減税を見送ったことであります。「減税は景気浮揚に役立ち得る大幅な規模とする」という与野党間の合意がなされたにもかかわらず、年内減税はわずか千五百億円にとどまったことに対して、我々は、公党間の信義からしてもこのような暴挙を断じて容認できないことを改めて申し述べておきたいと思ひます。(拍手)

第二は、公共事業の思い切った追加がなされなかったこととあります。我々は、景気回復に弾みをつけるため、三兆円規模の追加が必要であると考へますが、政府は、事業費ベースで一兆八千八百億円にとどまり、しかも、その半分は国庫債務負担行為や地方単独事業で、見せかけの実効性の乏しいものであり、極めて不十分、不徹底な措置と言わざるを得ません。

第三は、人事院勧告を無視し、これを一方的に抑制、カットしている点であります。すなわち、平均六・四七％の引き上げを求めた人事院勧告を大幅に削り込み、平均二％の引き上げにとどめたことであります。これは五十七年度における人勧凍結に続く暴挙であり、労働基本権制約の代償として設けられている人事院勧告制度のまさに根底を揺るがすものであると言わざるを得ません。また、人事院勧告の大幅な削り込みは、これと連動する多くの人々にもしわ寄せがされております。年金、恩給生活者などがそれであり、その影響はまさに甚大であります。

むしろ、今ほかにやるべきことがたくさんあります。一つは、公務員の定数削減を初め、補助金の整理合理化、特殊法人の統廃合、地方出先機関の整理など行政改革を徹底することであり、もう一つは、租税特別措置を初めとする既存の税体系における制度上、執行上の不公正の是正

を行うこととあります。これらが極めて不徹底であり、抜本的なメスが入っていないのであります。

本補正予算案には、特に、以上述べましたような重大な欠陥があると言わなければなりません。我々は、政府がこの際、一日も早く縮小均衡型経済運営から拡大均衡型経済運営に転換し、日本経済の潜在的成長力を引き出し、景気回復の本格化と増税なき財政再建達成への道を選択されんことを強く要求し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(福永健司君) 中川利三郎君。

〔中川利三郎君登壇〕
○中川利三郎君 私は、日本共産党・革新共同を代表し、補正予算二案に対し、反対の討論を行います。(拍手)

昨年末の総選挙において、中曽根内閣と自民党に対する国民の厳しい審判が下されました。これは、田中問題に対するけじめをつけなかったことは言うまでもありませんが、同時に、レーガン核戦略に追随した軍備拡張路線、さらに臨調行革路線を突っ走り、国民生活にとことん犠牲を強いる中曽根政治全体に対する国民の断固たるノーの意思表明であったこともまた明瞭であります。(拍手)

政府は、補正予算案の編成に当たって、何よりもこの国民の声に謙虚に耳を傾け、軍事費と財界奉仕の不公平にメスを入れ、大幅所得減税を初め国民生活を守る緊急対策をこそ実行に移すべきだったのであります。

ところが、政府の補正予算は、軍事費の上積みと福祉切り捨てをさらに進め、これを大軍拡、大増税、福祉総破壊の来年度予算につなげようとするものであります。まさに、国民世論を一切無視して恥じない中曽根政治を象徴するものであり、断じて認めることができないのであります。(拍手)

第一は、当初予算での三年連続の軍事費異常突出に何の反省もなく、補正予算でさらに軍事予算を六十八億円も上積みしていることであります。このことは、アメリカが要求する一千海里シーレーン防衛を国策扱いし、「防衛計画大綱」の水準を達成しても、シーレーン防衛の能力がでけるとは一概に言えないと強弁する中曽根内閣の軍拡最優先の姿勢が顕著にあらわれたものであり、断じて容認することはできません。それは対照的に、国民の安全と安心にとって不可欠な消防施設整備費、気象庁観測予報業務費などの災害対策予算が、またはや軒並み削減されたことは絶対に許さないものであります。

反対理由の第二は、国民の最も切実な要求の一つである大幅所得減税を見送ったことであります。政府補正に盛り込まれた年度内減税は、総額でわずか千五百億円。国民の最低限度の要求である一兆四千億円の十分の一にすぎません。景気浮揚に役立つ相当規模の減税を繰り返して言明し、国民を欺いた中曽根内閣の責任は極めて重大であります。

総理は、昨年、減税額が国民要求からかけ離れていることをみずから認めつつも、来年度の本格減税につながるものと強弁してまいりました。ところが、今国会に出された来年度減税案なるものは、その方式が富める者に手厚く、貧しき者に乏しい極めて不公平なものであるばかりでなく、財源対策を口実に、減税額をも上回る大増税を国民に押しつける驚くべき代物でありました。増税せずの総理発言は全くその場しのぎであり、国民はまたや欺かれたのであります。

今国会、総理は、大型間接税導入は考えていないと答弁しております。しかし、過去の実績を見れば、また自民党首脳や大蔵大臣が繰り返して導入検討を表明しているのを見て、これを疑ってかからざるを得ないのであります。為政者が倫理感覚を欠如させたとき、国民がこうむるものは災厄だけあります。私は、このことを改めて指摘し、総理に警告をするものであります。

反対の理由の第三は、今回の補正によって国民生活に新たな打撃が加えられることであります。公務員給与については、政府は五十七年度の完全凍結に引き続き、今回の補正でも六・四七％の勧告に対し、わずか二％しか措置せず、二年連続して人勧制度を踏みにじりました。しかも、人勧無視は、福祉、教育切り捨ての格好の口実ともされております。年金、恩給の物価スライド見送りは五〇近い物価上昇に対して二％分しか計上せず、お年寄りの暮らしに大きな苦しみを与えているのであります。社会福祉施設整備費も一挙に三十億円の大増カットであります。私学助成に至っては、来年度の大増カットを先取りする二十一億円の削減であります。

さらに、景気対策をうたいながら、中小企業の倒産が史上最高を記録している中で、もともと乏しい中小企業対策費を三十五億円も削減し、また、畜産振興費、農産園芸費の大増カットで農家経営の困難に拍車をかけていることは、政府の心配する景気対策なるものが大企業にとつてのそれであり、国民生活は一切眼中にないことを明確に示していると言わなければなりません。

以上が、反対の理由であります。

私は、軍備拡張、国民大収奪の中曽根政治と対決し、平和と暮らしを守るために全力を尽くす日本共産党・革新共同の決意を改めて表明し、討論を終わります。(拍手)

○議長(福永健司君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(福永健司君) 両件を一括して採決いたします。両件の委員長報告はいずれも可決であり、君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、兩件とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第一 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福永健司君)

日程第一、地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長大石千八君。

地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔大石千八君登壇〕

○大石千八君 たいだいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会におきましての審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

ただいま可決されました補正予算におきまして、昭和五十八年分の所得税の特別減税措置及び自然減収により、所得税が減額補正されることとなっており、これに伴い、地方交付税が当初予算計上額に対して八百三十二億円減額されることとなります。

しかしながら、今日の地方財政は、このような地方交付税の総額を減額するような状況にありませんので、この地方交付税の減額分八百三十二億円につきましては、国税三税の昭和五十七年度の決算に伴う精算増加五百九億九千八百五万円と特別加算三百二十二億九千五百万円によってその全額を補てんすることとしております。

本案は、このうちの特例加算について定めるもので、その内容は、昭和五十八年度分の地方交付税について、総額の特例として加算すべき額を三百二十二億九千五百万円の負担において増額するものであります。

昭和五十九年二月二十二日 衆議院会議録第六号

るものであります。

○議長(福永健司君) 採決いたします。本案は、去る二月八日当委員会に付託され、昨二十一日田川自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(福永健司君) 採決いたします。

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○古賀誠君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福永健司君) 古賀誠君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出)
○議長(福永健司君) 農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長瓦力君。

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○瓦力君 たいだいま議題となりました農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和五十八年度におきまして、北海道を中心に低温等による水稲、小豆等の被害が異常に発生したことに伴い、農業共済再保険特別会計の農業勘定の再保険金の支払いが増大し、その支払い財源に不足が生じる見込みでありますので、これに充てるための資金を同年度において、一般会計から、同特別会計の農業勘定に百十五億六千二百七十六万三千円を繰り入れることができるとしようとするものであります。

なお、この一般会計からの繰入金につきましては、後日、農業勘定において決算上の剰余が生じた場合において、同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、当該繰入金に達するまでの金額を一般会計に繰り戻さなければならぬこととしていたしております。

本案につきましては、本日竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、直ちに採決いたしました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(福永健司君) 採決いたします。

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。(拍手)

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び石油税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(福永健司君) この際、内閣提出、酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案及び石油税法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣竹下登君。

○国務大臣(竹下登君) たいだいま議題となりました酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案及び石油税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

まず、酒税法の一部改正について申し上げます。

昭和五十九年度の税制改正におきましては、国民各層の強い期待にこたえ所得税の大幅減税を行うとともに、現下の厳しい財政状況をこれ以上悪化させることのないよう、社会経済情勢の変化に対応した税制の見直し等により最小限必要な増収措置を講ずることとしております。

酒税につきましては、そのような税制改正の環境として、物価水準の上昇に伴いその負担水準

昭和五十九年二月二十二日 衆議院会議録第六号

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案外二案についての竹下大蔵大臣の趣旨説明
酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する渡沢利久君の質疑

一〇〇

が低下してきていること等に関し、従量税率の引き上げ等を行うこととしたものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、酒税の従量税率の引き上げを行うこととしたしております。

すなわち、ビール及びウイスキー類特級について、その税率を一九・五％程度引き上げること基本とし、その他の酒類については、最近における各酒類の消費及び生産の態様等を考慮して、引き上げ幅につき所要の調整を行い、それぞれ一四・八％から三四・五％程度引き上げることとしたしております。

第二に、清酒等についてアルコール度数による減算税率が適用されるアルコール度数の下限を引き下げるほか、免税酒類の表示制度を廃止する等制度の整備合理化を行うこととしたしております。

次いで、清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部改正について申し上げます。

清酒製造業におきましては、昭和五十九年七月から昭和六十四年度を目標準度とする第四次近代化計画の実施を予定し、経営基盤の一層の安定に努めることとしておりますが、今回、このような清酒製造業の自助努力を奨励あらしめるため、日本酒造組合中央会の事業範囲の拡大等を図ることとしております。

第一に、昭和五十九年七月一日から昭和六十四年十一月三十日までの間に清酒製造業を廃止する者に対し、給付金を給付することと、これに係る納付金を清酒製造業者から徴収することができるよう措置することとしたしております。

第二に、近代化事業の運営に必要な経費の財源をその運用によって得るため、近代化事業基金を設けることができるよう措置するとともに、国は、同基金に充てる資金を無利子で貸し付けることができるよう措置することとしております。

次に、物品税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

物品税につきましても、さきに申し上げた今次の税制改正の一環として、最近における消費の実態及び課税物品相互間の負担の均衡等に顧み、課税対象の追加及び税率の引き上げ等を行うこととしたものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、録音用または録画用の磁気テープ、ビデオディスクプレーヤー等の物品について、所要の経過措置を講じた上、新たに課税対象に加えることとしたしております。

第二に、小型乗用車及びカーグララー等の税率を一％、軽乗用車及びライトバン等の税率を〇・五％それぞれ引き上げることとしたしております。

第三に、テレビの視聴覚解消に資することとなる衛星放送受信用テレビジョンチューナーについて五年間の課税の特例措置を講ずるほか、物品税の納税手続を簡素化する等制度の整備合理化を行うこととしたしております。

次に、石油税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

石油税収は、一般会計を通じ、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計に繰り入れられ、石油及び石油代替エネルギー対策の財源となっており、昨年三月の原油価格の低下等に伴い大幅な減少を来しております。

しかしながら、現下の厳しい財政事情のもとで、石油及び石油代替エネルギー対策の着実な推進を図っていくためには、今後とも財源の安定的な確保が要請されるところであります。

このような状況に顧み、石油及び石油代替エネルギー対策の歳出内容を厳しく見直した上で、石油に係る税負担状況等に配慮しつつ、石油税の税率を若干引き上げるとともに、課税対象の追加を行うこととしたものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、原油等に対する税率を、現行の三・五％から一・二％引き上げ、四・七％とすること

といたしております。

第二に、いわゆるLNG等の液化ガスを含むガス状炭化水素を課税対象に追加し、その税率を一・二％とすることとしたしております。なお、このほか課税対象の追加に当たりまして、所要の規定の整備を行うこととしたしております。

以上、酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案及び石油税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

石油税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(永田健司君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。渡沢利久君。

〔渡沢利久君登壇〕

○渡沢利久君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、酒税法一部改正案、物品税法一部改正案、石油税法一部改正案、いわゆる増税三法の上程に関連いたしまして、総理並びに関係閣僚に若干の質疑を行うものであります。

税に対して国民の関心が高いのは、その国民生活、企業経営等に与える影響の大きさからいたしまして当然のことではあります。それだけに税に対する国民の信頼を保つことが、税を審議、決定する国会、すなわち議会制民主主義への信頼を保つことでもありまして、国会と政府の責任であります。

「増税なき財政再建」の旗も高らかに、選挙に際しては減税だけを約束して、選挙が済めば増税抱き合わせに変質するなどという、いかにもこそくな政治手法は、総理、国民の税と政治に対する

信頼を損なうだけでありまして。(拍手)税の議論は、そういう意味でも国会の力関係を越えて国民の理解と信頼を高めるものでなければならぬと思っております。以下簡潔な質問をいたしますので、明確で誠意のある御答弁を求める次第であります。

言うまでもありませんが、税にとって最も重要な原則は公平の原則であります。公平な税制は、社会的公正あるいは社会正義の実現にとりましてまた不可欠であります。ところが残念なことに、五十九年度税制改正案は、まず第一に、税負担を著しく不公平なものとしていることであります。

すなわち、政府は減税を今次税制改正の表看板に据えようとしておりますけれども、その実態は、増減税ゼロどころか、石油増税を加えて名実ともに増税であります。しかもその増税は、高所得者を中心とした所得税減税の財源を酒税、物品税、自動車関係諸税の間接税に求めたところに何よりの特徴があります。具体的な数字で見ますと、一世帯当たり、酒税で八千五百五十六円、自動車諸税で五千元、物品税で千三百三十四円、一万五千元の増税であります。

この増税額は、ちなみに年収三百万円のサラリーマン家庭の所得税減税額に匹敵するわけでありまして、言いかえまして、この層以下の低所得者にとりましては、所得税の減税額を間接税増税額が上回る明らかな実質増税であります。その負担が逆進的となることは言うまでもないわけでありまして、政府は、不公平税制の是正を求める国民世論に背を向けて、なぜこのような税制の原則にもとら不平の拡大を行おうとするのか、これはひとつ総理にその御見解を承りたいところであります。(拍手)

第二に、景気政策との関連についてお尋ねをいたしたいと思います。

五十九年度税制改正が昨年の与野党合意を尊重するものでありますならば、当然景気回復に役立つ内容のものでなければなりません。しかし、事

実は、さきにも述べましたとおり増税であり、河本経企庁長官がエコノミストに発表いたしました論文そのまゝの表現で言えば、一兆円減税をして一兆円増税をするというよりは余り効果がない、こんなややこしいことはやめた方がいい、と、こう河本さんに批判をされるほどの中身であります。こうして間接税の増税に加えて各種公共料金の値上げによりまして、内需の中心である個人消費にマイナスに作用するおそれ大きいと考えざるを得ないのであります。

例えば、どの新聞もその調査の結果を明らかにいたしておりますが、間接税と公共料金の引き上げによりまして、一世帯平均三万四千円の負担増になると伝えておりますように、圧倒的部分の勤労者家計で随意支出の圧迫、すなわち実質購買力の低下は避けがたいのであります。一方で内需拡大をうたいながら、他方で間接増税と公共料金の値上げによって個人消費を抑圧するというのは、これは大きな矛盾と言わなくてはなりません。この財政政策と景気政策、なかなか個人消費への影響についてどうお考えか、経企庁長官と大蔵大臣のそれぞれの御見解を承りたいのであります。

第三に、今後の税制改正との関連について一、二お尋ねをしたいと思います。

一つは、いうところの直間比率の問題であります。総理も蔵相も経企庁長官も自民党首脳も、声高に間接税割合を引き上げる直間比率の是正を主張しておられるわけでありまして、日本の直接税割合七・一％、数字はうそを言いません。なるほどイギリス、フランス、イタリアなどに比べてやや高い数字であります。数字はうそとは言わないが、しかし、うそつきは数字をよく使うともいふのであります。その国の直接税割合の高いのがなぜ問題なのか、なぜ是正が必要なのか、何らの根拠も明確にならないままに、七・一％は高いという主張と正論だけが先行して正当化されようとしているように見えるのであります。日本は高いと言いますけれど

も、アメリカはさらにはるかに高いじゃありませんか。直間比率は、その国の歴史、国民性、それに経済運営や財政政策の結果としてあらわれるものでありまして、もともとあり得べき直間比率などというものは存在しないのであります。総理の御意見を承りたいと思ふのであります。(拍手)

これを要するに、直間比率の是正論は、応能累進、公平の原則が貫かれていた直接税から、所得の低い層には重い負担を強いるはかなく間接税の増税にその比重を、税収構造を大きく変えることによって、一層税の不公平を拡大するという性質のものだと言わざるを得ないのであります。(拍手) いずれも税の基本に触れる問題でありますから、総理の明確な答弁を承りたいのであります。

次に、大型間接税の新設についてお尋ねをいたします。

昨年十一月に総理にあてて提出をされました政府税制調査会の答申は、「間接税体系の合理化を図るため、物品、サービス等に係る課税ベースの拡大等について検討すべきである」と述べております。この表現は大型間接税の採用を提言したに等しいものであります。大蔵省の中期財政試算も大幅増税の必要性を示唆し、自民党首脳も大型間接税導入検討のアドバランを掲げておられるのであります。総理の諮問機関が総理に対して行ったこの提案に、総理は基本的に賛成なのか賛成でないのか、実施の時期や形態を別にいたしまして、やるべきものだとお考えになっておられるかどうか、またその基本的な考え方を明らかにしていただきたいと思ふのであります。

ところで、政府は、原油価格の値下がりが必要の減退による石油税の収入不足約一千億円を補うために、現行の税率三・五％を四・七％に一・二％引き上げるといたしております。しかし、石油税の大半は石油備蓄のために使われている現状を見ると、その必要性があるかどうか極めて疑問を持たざるを得ません。また、石油関係税は

大変複雑な上に、その八〇％が道路整備に使われております。今回の値上げの根拠と、石油諸税全般の見直しの意思ありや否やをお尋ねしたいと思ひます。

最後にお尋ねします。

我が国の税制にはさまざまな不公平が存在をいたしております。なかんずく利子配当その他のキャピタルゲインについての課税は目に余る高額所得者優遇でありまして、私は、我が国税制の恥部とも言ふべきキャピタルゲイン課税の抜本的見直しを要求するものであります。同時に、当面の措置として、利子及び配当の源泉徴収税率、源泉分離課税の徴収税率をおのおの五％引き上げ、有価証券取引税の税率を二倍にするというところで、言うならば七千億円の増収が可能であります。政府さへその気になれば、間接増税でビールやしょうちゅうをいじめなくとも、所得減税の財源を確保することは十分可能なのであります。(拍手) 総理並びに大蔵大臣のお答えをいただきましたのであります。

我が国財政の現状を見ると、財政再建のため、税制の抜本的な見直しと改革が必要なのは言うまでもありません。問題は、改革に当たっての理念であり、内容であります。大型間接税導入に安易な活路を求めるのではなく、不公平税制と言われるすべての根っこにメスを入れて、全面的な見直し、洗ひ直しに勇気を持って取り組むことが国民の信頼をつなぐ税制改革の新たな一歩であるとして申し上げ、総理の所見をただして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 波沢議員にお答えをいたします。

まず、減税の真意いかんということでございます。今回の所得税及び住民税減税は、初年度一兆一千八百億円に及ぶ大規模かつ本格的な減税でありまして、それはさらに回復しつつある景気をより

確実に回復させるものと期待されております。酒税等の税率引き上げ等は、減税を一面行いつつ、財政事情をこれ以上悪化させないという見地からやむを得ない措置として行ったものであり、それは一昨年来、与野党間の話し合いにおきましても財源を確保してという、そういうことで減税を行うことになっておった次第であり、我が党からすればこれは公約の実行であります。特にサラリーマン減税、中堅サラリーマンに重点を置いた減税を行おうという趣旨からこれを行つた次第であります。(拍手)

直間比率の問題につきましては、あらかじめその特定の目標を設定して、専らその観点からのみ税体系を論ずることは適当ではございません。やはり直間比率の見直しというよりはむしろ税体系全体の見直し、そう言う方が当たっていると思ひます。このような税体系全体のあり方につきましては、究極的には国民の合意と選択によって決められるべき問題であると思ひますけれども、政府としては今後とも検討を続けていく考え方であります。

次に、いわゆる大型間接税につきまして御質問がありました。政府としては、これを導入する考えはございません。

有価証券譲渡益金課税につきましては、税制調査会の中期答申の考え方に沿って、引き続き幅広い角度から検討していく予定でございます。

次に、不公平税制に關する御質問がございました。不公平税制の是正という言葉が、もし企業関係の租税特別措置の見直しを意味するものでございしますならば、その主要な項目のほとんどにつきましては改善措置を講じておるところであり、さらに合理化を進める余地はかなり限られていたものと考えます。また、利子配当課税の見直しを意味するものでありますならば、これは、いわゆるグリーンカード制度廃止の問題との絡みもあり、今後検討課題でございます。いずれにせよ、これ

昭和五十九年二月二十二日 衆議院會議録第六号

らは現段階では適切な減税財源とはなり得ないものでありますが、幅広くさらにこの問題については検討を続けてまいりる所存でございます。

以下の答弁は、関係閣僚から御答弁を申し上げます。

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) 私に対する御質問にお答えいたします。

まず、政府は公共料金の値上げの問題と個人消費の問題をどう考えておるか、こういう御質問であります。

この問題は、個人消費という問題は、消費の態様等によって異なりますので一概に申し上げることは非常に難しい問題であります。五十九年度におきましては、物価の安定と景気回復に伴う所得増及び所得税等の大幅減税の効果等もございまして、消費の着実な伸びが見込まれる、このように認識をいたしております。

それから次の問題は、石油増税の根拠はどうか、こういう御質問でございます。

石油増税は、昨年三月の原油価格の低下等によりまして大幅な減少をもたらしたわけであります。この厳しい財政事情のもとで、石油及び石油代替エネルギー対策の着実な推進を図っていくためには、今後とも財源の安定的な確保が要請されておるところであります。

こういうような状態に顧みまして、したがって、この代替エネルギー対策等の歳出内容は厳しく見直した上で、その上で石油に係る税負担の状況等を配慮しながら石油税の税率を引き上げますとともに、いわゆるLNG等の問題につきましてもこれを課税対象に追加をした、こういう内容でございます。

それから石油諸税の見直しの問題を御指摘になりました。

この各種石油製品等の消費に着目して受益者負担的な観点から課せられておるのが、いわゆる

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する柴田弘君の質疑

一〇二

揮発油税であり、航空機燃料税であり、石油税、まあ言ってみればこれこそまさに使途が特定されておる、こういうものであります。こういう諸税の今後のあり方につきましては、石油に係る税負担水準のあり方や道路整備、エネルギー対策等の財源問題との関連等、それこそ広範な角度から検討を要する問題でございますので、今後とも各方面の意見を承りながら総合的に検討する課題であるというふうな認識を持っておるわけであります。

次に、キャピタルゲイン課税の問題についての御指摘がございました。

有価証券譲渡益につきましては、有価証券取引を把握する体制が十分整備されないままに総合課税に移行する場合には新しい不公平を招く、こういう議論がいつてもございまして、段階的に課税の強化を図っていくのが適当でございまして、今後具体的にどのような改善の方策が考えられるか、検討を行うべき課題であるというふうに税調からも、先ほど総理からお答えになりましたように、中期答申で考え方をいたしておるわけでございまして、引き続き幅広い角度から検討していかねければならぬ課題であるというふうに考えております。

それから減税財源をいわゆる不公平税制の見直しによって捻出しろ、こういう御指摘がございまして、

何としても、今度の酒税、物品税、これの増税は、所得税の大幅減税を行ないながら財政事情をこれ以上悪化させない、こういう見地から必要やむを得ざる措置であるという意味で御理解を賜りたいとおもいます。

財源を不公平税制の是正によるという考え方は、これは不公平税制というのは、そもそも使う人によりましてさまざまな意味を持っておりまして、したがって、私どももいたしましては、従来、不公平税制という言葉が企業関係のいわゆる

租税特別措置というふうなものを意味しておると

いう前提に立ちますならば、それこそ昭和五十一年以来その主要項目はほとんど改善措置を講じておりますし、これ以上合理化するという余地はかなり限られておるといふ状態にございすけれども、五十九年度においてもその縮減を行うこととしておるところであります。したがって、いわゆる不公平税制という問題は、主観によって異なりますものの、これからは税制全体については絶えず整理合理化していかなければならぬという基本的な考え方に立てておるわけであります。

以上で御答えを終わります。(拍手)

○国務大臣(河本敏夫君) 税の問題は、経済政策と非常に密接な関係がございまして、私の立場からも大変関心を持っておりまして、今回の増税と減税を景気対策上どう考えるかということでございます。

今回の措置は、増減税とも、三百兆という国民経済の規模から見ますと規模が比較的小さい、こういうことで、国民経済には若干の影響はあると思いますが、その影響といふものはそんなに大きなものではない、このように考えております。そこで、やはりこの際税制の抜本的な改正が景気対策上必要だ、このように判断をいたしまして、一連の考え方を大蔵大臣と自由民主党の政策責任者に提案をいたしまして、目下検討をいたしておるところでございます。

○議長(福永健司君) 大蔵大臣から答弁を補足したいとのことであります。これを許します。大蔵大臣竹下登君。

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) ただいまの減税に対する御質問につきましての答弁につきまして、私の方から正確に補足をいたします。

まず、この財源問題と申したのは、これは昭和五十七年十一月十九日、与野党の専門家の皆さん方において構成されました大蔵委員会減税問題に関する特別小委員会の中間報告の中に、「そ

のための財源は、赤字国債によらないことにも意見の一致をみた。こう書いてあるわけであります。そして、「減税のための財源として種々の税目を対象に真剣な議論をしてきたが、今日に至るも合意することができなかった。これが一つ正規な文書としてあるわけであります。

その次が昭和五十八年三月二日、これは衆議院予算委員会におきまして、内閣府長官の発言として委員各位にも配付したものでございまして、「景気浮揚に役立つ相当規模の減税を実施するための財源を確保し、所得税及び住民税の減税についての法律案を、国会に提出するとの確約があったことは承知をいたしております。政府としても、これを尊重いたします。これが正規なお互い交換した文書であります。

そしてたまたま問題になっておりますのは、私もその経過を逐一承知しておりますが、五党幹事長・書記長会談の回答事項、五十八年九月九日、このときに、減税法案は十月下旬に政府をして提出させる、減税は景気浮揚に役立つ得る大幅規模とする、実施は年内とするという当時の幹事長さんのお答えではないかと思っておりますが、このお答えの前段になります権威ある院の各種委員会なりで答弁したものを敷衍してまいりますならば、財源という問題は絶えず議論をされておった問題であります。(拍手、発言する者あり)

○議長(福永健司君) 柴田弘君。――柴田弘君。(発言する者あり) 柴田弘君。

〔柴田弘君登壇〕

○柴田弘君 私、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました物品税法、石油税法の一部を改正する法律案並びに酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案について……(発言する者あり)

○議長(福永健司君) 静粛に願います。静粛に願います。

○柴田弘君(続) 内閣総理大臣並びに大蔵大臣、経済企画庁長官に質問をいたします。

まず、率直に申し上げまして、政府の五十九年度税制の改正案は、一言で言つて財源あきり以外の何物でもありません。所得税、住民税の減税を取り上げたものの、その見返りとして酒税、物品税、自動車関係税、法人税の引き上げ、さらに所得税や住民税の最低税率の引き上げまで画策しているのではありません。

〔議長退席、副議長着席〕

政府は、こうした増税の理由として減税財源の確保を挙げているのでありますが、私は、「増税なき財政再建」という大原則に反する政府の増税路線を断じて許すことができないのであります。まして、総理は、昨年末の総選挙において、何回となく増税は行わないと明言をされたはずであります。にもかかわらず増税を行うのであれば、これは国民に対する完全な背信行為であります。

総理、私はあえて申し上げたいと思います。私は大反対であります。今回の税制改正の後には大型間接税の導入が懸念をされております。今国民は、みずからのあすへの生活設計に大きな不安を強めているのであります。私は、政治を志す一人として、国民に対する責任感から、この政府の大増税路線に大きな憤りすら感ずるものであります。まず総理の率直なる御答弁を承っておきたいのであります。

さて、我が国はようやく景気回復の過程にあるとはいえ、地域間、業種間格差が拡大し、特に内需を中心とする地域や業種では極めて厳しい景況が続いております。また、この三年間も続いた低成長は、国民生活に対し失業者の増加、中小企業倒産の続出、財政再建の後退、貿易摩擦の再燃など多くの弊害をもたらしておりますが、その解決の方途はいまだ明確になっておりません。したがって、私は、五十九年度の税制改正は景気回復をより確かなものとし内需主導の安定成長を実現することに最大の力を置くべきであると考えらるものであります。目標とする実質成長率も、大蔵省の中期財政展望などは、四％台の成長では実

質的に財政再建は不可能とするものであります。財政再建の推進のためにも五％程度の成長を確保することが必要であります。幸いなことに、五％成長への条件は、世界経済の景気回復、物価鎮静、内需の自律回復傾向など今整いつつあります。残る課題は、総理の決断とリーダーシップであります。五％成長を目指し、政策転換を図るべきであると考えらるものであります。総理の明快な答弁を求めるものであります。

また、この景気回復に欠かせない重要な政策が減税であります。景気回復に役立つ相当規模の減税の実施は与野党合意であり、国民周知の政府の公約であったはずであります。平年度ベースにして所得税三千億円、住民税一千億円の減税を政府減税案に上乗せし、合計一兆四千億の減税を実施されることを強く求めるものであります。国民的な立場に立った誠意ある総理の答弁を期待するものであります。さて、間接税増税は直ちに物価上昇をもたらす。景気は水を差すことは明白であります。また、国民は六年ぶりの減税に大きな期待を寄せておりました。もし、このまま見返り増税が強行されるならば、減税の効果を相殺するばかりか、国民の政治への不信と怒りはますます増大することは必至であります。国民の政治に対する信頼を取り戻すためにも、総理は英断をもつて財政の帳じり合わせのための安易な間接税三法の増税を撤回されることを強く要求するものであります。総理、いかがなものでありますでしょうか。

さらに、私は、岐路に立つ我が国経済について経済企画庁長官に質問をいたします。まず、当面する内外の経済情勢から見て、我が国経済の潜在成長力ほどの程度のものとお考えになつてゐるのか。来年度の経済財政政策で果たして我が国の成長能力は十分に発揮できるのかどうか。循環赤字と言われる景気低迷による財政赤字は解消しているのかどうか。まだ残っていると考えれば、果たして昭和五十九年度はどの程度になる

予想であるか。具体的にお示しをいただきたいのであります。

また、長官は、景気浮揚のための積極財政が財政再建のための緊縮型財政の選択課題に対し、どう認識をされ、その克服についての手順と方策をどのように考えていらっしゃるのか、この際、御見解を承っておきたいのであります。

以上、企画庁長官に対する質問は、五十九年度財政経済の運営の審議の上においても、あるいはまた中期の展望を踏まえて極めて我が国の経済財政運営にとって重要なものでありますので、誠意ある率直な御答弁を期待するものであります。次に、私は、財政再建に対する総理の看板でもあり、総選挙中には臨調答申を守り増税を行わないと公約をされておりました「増税なき財政再建」についてお伺いをいたします。

臨調答申には「増税なき財政再建」とは、当面の財政再建に当たっては、何よりもまず歳入の徹底的削減によってこれを行ふべきであり、全体としての租税負担率の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を基本的にはとらない」とありまして、しかし、五十九年度の租税負担率は二四・二％であり、五十八年度の補正ベースに比べて〇・三％も上昇いたしております。この上昇分を国民所得で試算すると七千五百億円になり、酒税三千二百億円、物品税三百五十億円、法人税四千三百億円などの増税額に相当するものであります。

総理、これによつて明らかであります。酒税、物品税などの増税は租税負担率の上昇をもたらす新たな措置であることは間違いないのであります。本日に、臨調答申はもとより、総理の公約に反しないものとお考えなのであります。納税のいく答弁を求めるものであります。また、国民は、「増税なき財政再建」に対する総理の解釈がさまざまに変化し伝えられておりますので、理解に苦しんでおります。この際、総理の考えておられる「増税なき財政再建」の定義を明確

にしたいのであります。

中でも、所得税減税の見送りによる実質増税によつて租税負担率の上昇があった場合はどうか、新たな税制上の措置には五十九年度のような既存税制による増税を含むのか含まないのか、具体的な御答弁を承りたいのであります。

仄聞するところによりますと、自民党では、この四月から大型間接税の導入を含めた直間比率の見直し作業が進められるということであり、これが、この作業は総裁として要請されたものなのか、また、総理は、あくまでも「増税なき財政再建」を堅持され、六十年代以降大型間接税は導入しないのか、この際、国民の前にはっきりと明言をしていただきたいのであります。(拍手)

次に、大蔵大臣にお伺いをいたします。

減税財源の確保、財政再建の推進は、税制改正においてまず不公平税制の是正が優先をされなければなりません。しかし、政府の姿勢は、政府税調答申にもありますように、常に「初めに大型間接税の導入ありき」であります。この「初めに大型間接税の導入ありき」に政府が固執をしているために、税制改正が、不公平税制の是正はもとより、景気浮揚にも財政再建にも中途半端に終始をいたしているものであります。

政府税制調査会の中期答申でも、今後の税制改正については、単に大型間接税の導入に限らず、利子配当課税、法人税、事業税、キャピタルゲイン課税、資産課税、納税環境の整備など数多くの税目について課題が提示をされ、審議が行われております。

私は、戦後税制の見直しの観点からも、すべての税目の洗い直し、その意義問題などをメニュー化し、税制改正についての複数のシナリオを提示し、その中から国民の合意を形成されることを提案をいたすものであります。大臣の御所見を承っておきたいのであります。

次は、利子配当所得に対する課税制度についてであります。

昭和五十九年二月二十二日 衆議院会議録第六号

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する柴田弘君の質疑

一〇四

この課税制度の動向については、大型間接税と並んで国民から極めて強い関心が寄せられております。政府税調も、この問題の結論を夏までには出すものとしております。大臣は、六十一年度に凍結が解除されるグリーンカード制度の復活が可能であるとお考えになっているのかどうか。また同時に、六十年度税制改正において何らかの措置をされるのか、あわせて御答弁をいただきたいのであります。

また、六十年度以降、大型間接税の導入や給与課税などによって公的年金などを含む社会保障費の財源としての福祉税の創設が伝えられておりますが、政府は本当に着手をされるのか、大臣の御所見を伺っておきたいのであります。

以上、私は、国民の最も関心のある問題に絞って質問をいたしました。

総理、申すまでもなく、政治は国民のためのものであります。そして、その国民の立場から見れば、「増税なき」とは、減税はしても増税はしないということではないでしょうか。政府の経済財政運営に誤りなきことを心から願うとともに、重ねて一兆四千億円の大幅減税の実施と間接税三法の増税の撤回を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 柴田議員にお答えを申し上げます。

まず、五%台成長を目指すこといかにという御質問でございます。

五十九年度におきましては、世界経済は、原油価格の安定、物価の落ちつき等を背景に引き続き回復が期待されているところであります。国内経済は、同じく物価の安定、企業収益の改善等によりまして、景気回復を支える要因は依然継続して、景気は上昇に向かうものと期待されております。

政府といたしましては、行政改革を着実に推進しつつ、国内民間需要を中心とした景気の持続

的拡大を図ることとしており、内需を中心として実質で四・一%程度の成長を見込んでやっております。これは大体、昨年夏つくりました「一九八〇年代経済社会の展望と指針」、この線に沿って今実行しているものなのでございます。

次に、所得税、住民税減税について御質問をいただきました。

今回の減税は、初年度ベースで約一兆千八百億円という大規模な本格的な減税を実行したものであります。景気はいまや回復しつつありますが、今回の措置がそれをより確実ならしむることを期待して、今回の減税規模は財政状況を見ますと精いっぱいのものであると考えております。

次に、間接税増税の問題でございますが、今回は、所得税減税を行いつつ、財政事情をこれ以上悪化させないという見地から、必要かつやむを得ない措置として実行したものでございます。間接税の税率引き上げが消費に及ぼす影響は必ずしも限られたものがあると考えられます等から見て、今回の大幅な所得税減税の効果と合わせた場合に、全体としては経済にプラスの影響を持つと期待されております。

なお、酒税、物品税の増税の消費者物価への影響はわずかなものであると考えており、これらの三税は撤回する考えはございません。

次に、租税負担率と「増税なき財政再建」の考え方でございます。

昭和五十九年度の租税負担率は二四・二%となりまして、五十八年度補正後のベースに比べまして〇・三%上昇しておりますが、これはほとんど税の自然増収によるものでございます。自然増収によつて租税負担率が上昇することは、臨調答申の「増税なき財政再建」には反しないと考えております。

臨調答申は、お示しのとおり、「増税なき財政再建」とは、当面の財政再建に当たって、何よりもまず歳入の徹底的削減によつてこれを行わ

であり、全体としての租税負担率(対国民所得比)の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を基本的にとはらないということを意味していると考へております。

いわゆる大型間接税については、これを実行する考え方はありません。(拍手)

○国務大臣(河本敏夫君) 私に対する第一の御質問は、我が国の潜在成長力をどう見るといふこととありますが、潜在成長力の計算方法につきましては、統一された手法がまだ確立されてお

せん。したがって、これまで政府では具体的な数字をもつて計算したことはありませんが、しかし、経済の基礎的な条件を先進工業国と比べてみますと、どの国に對しても日本の基礎的な条件の方がすぐれておる、私どもはこのように判断をいたしておる。したがって、先進工業国の中では一番高い潜在成長力を我が国は持つておる、このように判断をしておるところでございます。

そこで第二の問題として、五十九年度の経済政策をどうするか、我が国の潜在成長力をどう高めていくのか、こういうお話でございますが、五十九年度の経済政策の基本方針といたしましては、これまで政府が確認をいたしました対策といたしましては、まず物価の安定を維持するということが第一であります。第二には、経済の情勢に応じて財政と金融政策を機動的に運営する、こういうこととであります。それから第三には、対外経済摩擦を速やかに解消いたしまして自由貿易体制を維持していく。以上三つのことを確認をいたしておりますが、これからの経済の動向に即応いたしまして適切な対応策をとってまいりたい、このように考えております。(拍手)

○国務大臣(竹下登君) 私に対する御質問にお答えをいたします。

まず、税制調査会の中期答申におきまして、財

政改革を進めるに当たって歳入の抑制努力と並行して、歳入面においても社会経済情勢の変化に対応して、より公平かつ厳正な税制とするよう、税体系のあり方について検討をしていくべきである、こういうことが指摘されております。したがって、税負担や税体系のあり方というものは、公共サービスのあり方とともに、究極的には国民の合意と選択によつて決められるべき問題でございますが、これからの国会の議論を通じたり、各層の意見を聞きながら、幅広く検討していく課題だというふうに理解しております。

それから利子配当所得に関する問題でございますが、この問題は税調では、多数の貯蓄者及び貯蓄取扱機関等に関係するほか、金融市場に大きな影響を与える問題である、したがって、今後なお時間をかけて検討を進めることが適当である、こうされたがら、一方で、ただグリーンカード制度の凍結期間との関連から、できれば今年夏ごろまでに結論を得ることが望ましい、このように言われておるわけでありまして、したがって、これこそ今後の税調の審議、御検討の状況の推移を見ながら、これにはそういうことを念頭に置きながら対処していかなければならぬ課題だというふうに認識をいたしております。

それから、福祉税構想というものは、これはいわゆる福祉税と言われるような新税は、今具体的に検討を行つておることも全くございません。強い申すところとしては、ある商業紙に雇用税的な発想でそういうことが出ておったことがござい受けとめられますけれども、今日、まだ検討したことが全くございません。

それから循環赤字、いわゆる構造赤字という問題、これは確かに、「現在の一般会計赤字は、仮に経済が完全雇用状態にあつたとしても相当程度縮小する」といった性格のものでないことに留意する必要があります。つまり景気が回復してもかなりの財政赤字が残るという意味で、いわば「構造的赤

赤字」といふことが指摘されておるわけで、これは、景気が回復してもかなりの財政赤字が残るという意味で、いわば「構造的赤

赤字」といふことが指摘されておるわけで、これは、景気が回復してもかなりの財政赤字が残るという意味で、いわば「構造的赤

「字」といえるものである。」という御指摘は経済白書でございすが、構造的赤字と循環的赤字という対比で行うという事は、なかなか難しい問題であるというふうに考えます。したがって、これからいよいよ財政改革を強力に推進して体質改善を進めていくという必要があるというふうに理解をいたしております。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 総理大臣から答弁を補足したいとございします。これを許します。内閣総理大臣中曾根康弘君。

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣中曾根康弘君 先ほどの社会党渡沢議員の御質問に対する私の答弁中「与野党間の話し合いで」と申し上げましたのは、大蔵大臣から補足答弁がありましたように、昨年九月九日の幹事長・書記長会談において財源確保に関する文字があったという意味ではございせん。

○副議長(勝間田清一君) 玉置一弥君。

〔玉置一弥君登壇〕

○玉置一弥君 私は、民社党・国民連合を代表し、ただいま議題となっております酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案並びに石油税法の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係各大臣に御所見をお伺いいたします。

私は、来年度予算について国民が中曾根内閣に求めたものは、第一に、国民の重視感、税に対する不公平感を解消すること、第二に、速やかな内需主導型の景気回復を実現し国民生活の安定を図ること、第三に、国家的課題である財政再建に向けて着実な第一歩を踏み出すことの三つであったと考えます。

中曾根総理が昨年十二月の総選挙の際に打ち出された来年度予算編成構想は、この三つについて総理のお考えがそれなりに示されたものであります。しかるに私は、このたびの来年度政府予

算案を見て、中曾根総理が、構想における国民への公約をことごとく打ち破り、国民の期待を大きく裏切ったことを知り、大いなる失望の念を禁じ得ませんでした。

その公約違反の第一は、増税を行わないとの公約にもかかわらず、減税財源確保の名のもとに減税総額を上回る国税約一兆円の増税を行おうとしていることである。

第二は、行革に政治生命をかけると言い続けてきたにもかかわらず、公務員定数の削減や地方公務員給与の是正など本来の行政改革には十分着手していないばかりでなく、健保の改悪や児童扶養手当制度の後退など行革を口実とした福祉の切り捨てを図っていることである。

第三は、赤字国債の極力大幅削減の公約にもかかわらず、予算案では一兆円の減額予定を大幅に下回り約半分の五千二百五十億円の減額にとどまっております。政府の財政再建に対する熱意が極めて疑わしいことである。

第四は、公共事業の適切な確保の公約にもかかわらず、来年度一般会計の公共事業関係費は二％削減され、景気回復を妨げるものとなっていることである。

以上のように、総理のこれまでの重要な公約がほとんどどこにされていることは到底容認できません。特に減税との抱き合わせであれば酒税、物産税、自動車関係諸税などの大幅増税を行っても増税でないとの中曾根流の解釈は、国民を欺く詭弁と言わざるを得ません。このような政治姿勢に終始する中曾根内閣の目指す財政再建は、「増税なき財政再建」ではなく、まさに「増税による財政再建」と言わなければならない。

総理は、さきの施政方針演説において「増税なき財政再建」の方針を明言されず、その後の国会審議においてもあいまいなままに終始し、さらに竹下大蔵大臣や与野党幹部の方々などは、六十年以降に於ける大型間接税の導入を示唆されるなど、国民に大きな不安を与えていることは極めて遺憾であります。

遺憾であります。

政府は今回、減税財源確保の名のもとに酒税、物品税を初めとする約一兆円の増税を強行されようとしています。中曾根総理は、減税は減税と言いつつ、増税は増税増加として逃げ回らるるのであります。私は、総理が何と弁解されようとも、約一兆円もの増税は国民の目からは増税以外の何物でもなく、「増税なき財政再建」の方針は、既に五十九年度から崩れたと考えているのであります。総理は、いかにお考えでありますでしょうか。

また、中曾根流の解釈によるところの「増税なき財政再建」の方針は六十年以降も堅持していくことができるのか。その場合の「増税なき」の定義は何なのか。今回総理が言われたところの、いわゆる「調整」は「増税なき」に反しないのか。さらに、六十年は大蔵省の試算によると約四兆円の財源不足となりますが、EC型付加価値税あるいはかつての一般消費税(仮称)などの大型間接税の導入を直間比率の名のもとに実施するつもりかどうか。これについて、総理の御所見を求めます。

また、竹下大蔵大臣は、物品、サービス等に係る課税ベースの拡大等についての検討をうたった昨年の政府税調中期答申について、この趣旨に沿って検討を続けていかなければならない、検討しないと非礼に当たる旨の発言をされておりますが、六十年以降の大型間接税の導入に対していかにお考えでしょうか。

先日の本会議答弁の中で竹下大蔵大臣は、国民の社会保障、税負担を西欧諸国より低いところに抑えろと答弁をされたと思いますが、現在の我が国の国民所得に対する社会保障、税負担率は、合計で三四・三％であり、アメリカ三七・七％、イギリス五一・〇％、西ドイツ五一・八％、フランス五八・六％であると言われております。どのレベルにお考えか、また、現在からその時点までの負担増加は何によって対応するおつもりか、明確な御答弁をお願いいたします。

さらに、河本経済企画庁長官は、さきに来年度税制改正について、増税幅の圧縮、投資減税の実施、大衆課税の抑制を主張されましたが、この点についての真意をお伺いいたします。

また河本長官は、かねてより四兆円程度の大増所得減税とそれによる景気回復後の間接税の増税による直間比率の見直しを提唱されておりますが、これについての詳細なる御所見とその実現のための今後の対応についてお伺いをいたします。次に、酒税法の改正案についてお伺いをいたします。

政府が、今回の改正案において、税負担の軽減を求める多くの国民の声を全く無視し、ビールを二〇％、ウイスキーを二〇％から三〇％、清酒を一五％から二〇％と大幅な増税を強行し、お酒を愛する国民を失望させるようなことは到底容認できません。

昨年の政府税調中期答申において、酒類間及び級別間の税負担格差の縮小並びに価格帯の広い酒類についての従価税の適用範囲の拡大が指摘をされておりますが、これを受けて政府はどのように対処をしてくるのか、大蔵大臣の御所見を求めます。

次に、物品税法の改正案についてお伺いをいたします。昨年の政府税調中期答申においては、物品税の課税対象について、新規に開発された物品、その使用、消費の実態やそれからもたらされる便益等から見て税負担を求めることができるものと認められる物品などに範囲を拡大していくことの必要性が指摘されておりますが、物品税を消費税に置きかえるのか。今後物品税を拡大する際、「担税力に着目して」とあるが、担税力算定をどうするのか。大蔵省の独断と恣意で決定される危険性があります。また、そのもたらす諸般の影響を十分考慮すべきだと考えますが、大蔵大臣の御所見をお伺いいたします。

今回の酒税及び物品税の引き上げが及ぼす影響についてどのようにお考えでしょうか。個人消

昭和五十九年二月二十二日 衆議院會議録第六号

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する玉置一弥君の質疑

一〇六

費、消費者物価等と与える影響についても御所見を賜りたいと思います。

最後に、五十八年度、五十九年度の所得減税については、日本の経済に占める個人消費のウェイトを無視し、勤労者の生活実態を十分把握していないものであることを申し添え、私の質問を終わります。(拍手)

石油、LNG等は我が国産業を支える源であり、そのコストの低減は安定確保と並ぶエネルギー政策の最重要課題であります。しかるに、今回政府が議じようとしている石油税の増税は、エネルギーコストの上昇をもたらす、景気回復に水を差すものであります。政府は、安易な増税に走る前に、エネルギー対策の重点化、効率化を徹底すると同時に、一般会計に留保されています石油税取五千億円を、石油税創設の本旨からして全額石特会計に返還すべきであります。留保財源について政府は昭和五十九年度に六百七十億円の返還を行うこととしておりますが、今後五千億円全額を石特会計に返還するかどうか、返還するとすれば何年で措置するのか。大蔵省内部では、あれば北方領土、沖縄と意見が分かれていているようにありますが、大蔵大臣の具体的な答弁を求めます。

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 玉置議員にお答えをいたします。

まず、増税の定義の問題でございますが、臨調答申におきまして「増税なき財政再建」と申しておりますことは、当面の財政再建に当たっては、何よりも歳入の徹底的削減によってこれを行うべきであり、全体としての国民所得に対する租税負担率の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を基本的にはとらない、こういうふうな意味にしております。不公平税制の是正とかあるいは自然増収による率の上昇とか、そういうような問題は、この中には含まれていないというふうに考えております。この解釈は、瀬島臨調委員が参議院の参事人として参りましたときにそのように言明していることと記憶しております。

次に、「増税なき財政再建」でございますが、何よりも制度の徹底した見直し等によって厳しい歳出削減を基本として取り組むべきものであり、「増税なき財政再建」はそのための重要なことになっておると考えております。また、各種の公共サービス等の確保は国民の負担に裏づけられるものであることにかんがみまして、歳入面においても社会経済情勢の変化を踏まえ、公平、適正な税制のあり方について検討を行う必要があるように思っています。

最近の石油系エネルギーの使用量は、国民の省エネルギーに対する工夫が効果を上げ、また景気低迷が長く続いたため、やや減少しているようであり、今後のエネルギー確保のためには、政府がそのときの財源状況によって代替エネルギーの開発の進捗を促してはならない。また、これからのエネルギーコストの低減のためには、石油産業の構造改善にも取り組んでいかなければならないと思いますが、通産大臣はどのようにお考えになっているか、御所見をお伺いいたします。

また、今回の石油税の引き上げは、原油価格の下落、量の減少のため、エネルギー対策のための引き上げということでありますが、今後原油価格上昇、量の拡大があったときには石油税の引き下げが行われることになるのか、確認をしておきたいと思ひます。

また、今回の石油税の引き上げは、原油価格の下落、量の減少のため、エネルギー対策のための引き上げということでありますが、今後原油価格上昇、量の拡大があったときには石油税の引き下げが行われることになるのか、確認をしておきたいと思ひます。

昭和六十五年度までに特例公債依存体質から脱却するといふこの目標達成は容易なものではないと思ひますが、しかし、国民各層の御意見を伺いつつ、財政改革に最大限の努力を傾倒して、これを実現する考え方であります。

次に、大型間接税の問題でございますが、この大型間接税を行う考えは持っておりますが、この

大型間接税を行う考えは持っておりますが、この

残余の答弁は、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

○国務大臣(竹下登君) お答えいたします。

大型間接税の問題については、総理からお答えがございました。私もいろいろ申し上げておりますのは、今後の税体系のあり方について税制調査会から中期答申をいただいております。その線路を踏まえまして、私も絶えず、この税負担及び税体系のあり方について、国会の議論を中心にして各方面の意見を伺いながら幅広く検討してまいりたい、こう申し上げておるところであります。

それから二番目に、酒税についての税負担格差の縮小等の問題についての、御意見を交えての御指摘でありました。

税調の中期答申は、今後「酒税について適正な税負担水準を確保するための見直しを行う際には、酒税間及び級別間の税負担格差の縮小を図ることが適当である。」このように指摘されております。今回の改正におきましては、これを踏まえて、小売価格に占める税負担割合の低い酒類は従量税率の引き上げ幅を大きくすることを基本方針といたしまして、各酒類の消費及び生産の態様に配慮しながら、引き上げ幅につき所要の調整を行ったわけであります。

それから課税方式について、当面は、税負担の公平の観点から、価格帯の広い酒類について従価税の適用範囲を拡大していくことが適当である。こう中期答申で指摘されておるわけでございしますが、その産業に及ぼす影響等なお検討すべき問題がありまして、今後の課題として、今回はこれを見送ることにしたわけであります。

それから税制調査会の中期答申の物品税に関する考え方、意見を交えての御質問でございます。これは税制調査会では、最近における消費の実態等を踏まえ、課税対象を拡大していくことを検討

討する必要があるという指摘がなされております。これは、今までもおり新規に開発された物品等を積極的に課税対象に取り入れていく、そしてその使用、消費の実態やそれからもたらされる便益等から見て税負担を求めることができるものと認められる物品を課税対象に取り入れる方向で検討するということとは、これからの同じであります。が、きちんと御指摘のありました、その際、大蔵省の独断と恣意が働いてはならぬ、それから産業、経済に及ぼす影響等は十分配慮するよ、そのとおりであると思ひます。

その次は、租税負担と社会保障負担の私の答弁等を参考にしておの御質疑でございますが、「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」これにおきまして述べておられますように、ヨーロッパ諸国の水準よりはかなり低い水準にとどめるよう努めることとし、その方向をお示したところであるわけでございます。しかし、国民負担水準の目標数値というのは、これは究極的には政府部門と民間部門における資源配分をどうするか、こういうことにならうかと思ひますので、結局は、年々の予算編成過程における国民の選択を通じて明らかにされていくべきものであつて、あらかじめこれを固定的に考えることは難しい問題だ。そこで、かなり低い水準、こういうことの表現でございますが、かつて臨調等における議論の過程において、かなり低い水準とは、例えば四〇%とか四五%とかいった水準を想定する等の意見があつたということも聞いたことございますけれども、政府としては、今後こういう議論は、それこそただいまの御議論を通じて、まさに幅広い意見に耳を傾けながら、一体国民の選択が那邊に存在するかというところを見きわめていく課題であるというふうに考えております。

それから、一般会計に留保されている石油税取の問題についての、これも御意見を交えての御質問でございます。実際問題、積立金のような形で現実の資金とし

て存在してあるものではないわけでございます。したがって、繰り入れ未済額の繰り入れの問題は、厳しい財政事情のもとで、各年度の予算編成において、他の歳出との均衡等に配慮しながら、石油対策にどれだけ要するかと決めることを決めていく課題であらうというふうに考えておるところであります。

それから、今後のいわゆる石油税等が原油価格の低下とか輸入量の減少によって振幅がある、その場合どうするか、こういうことでございますが、これは、まさに石油及び石油代替エネルギー対策に係る財政需要や石油に係る税負担状況等に配慮しながら適正な水準を求めていくべきものでありまして、そのときに応じて適切に判断すべき問題であります。今そういう大きな変化というものを前提に置いて、固定的な物の考え方は持っておりません。

それから、今回の酒税、物品税の増税の個人消費あるいは消費者物価に与える影響等でございますが、今回の酒税、物品税の増税は、一方で所得税の大幅な減税、そういうことがございますので、酒類は特殊な嗜好品であって、しかも今回の増税を小売価格上昇率で見ると非常に低い。それから今回新たに物品税の課税対象に加えた物品はごく狭い範囲だ。したがって、総じて、今回の増税が個人消費に与える影響はおのずから限られたものであります。したがって、酒税、物品税の増税の消費者物価への影響は、酒税で〇・一二％程度、それから物品税で〇・〇一％程度というふうに見込まれておるところでございます。

以上でお答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣小此木彦三郎君登壇〕

○国務大臣(小此木彦三郎君) 玉置議員にお答えいたします。

近年の我が国石油産業をめぐる環境は一段と厳しさを増し、石油業界の経営体質は一層悪化しており、我が国の主要なエネルギー源たる石油の安定供給を図る上で、御指摘のとおり石油産業の構造改善は緊急の課題でございます。

このため、石油製品の需給動向に対応し、これまで石油各社において過剰設備の処理の実施等経営の合理化に努めておりますが、当省といたしましても、設備構造の高度化、元売企業の集約化等石油産業の構造改善対策を一層推進していく所存でございます。

二番目の質問は、一時的な石油需給の緩和等に惑わされず、代エ対策を着実に進めていくべきではないかという御質問でございますが、国際石油需給は一時的に緩和基調にございますが、中長期的には非常に逼迫化いたしておるのでございます。また、我が国のエネルギー供給構造は、石油依存度及び輸入依存度が極めて高い水準にあり、依然脆弱でございます。石油代替エネルギーの開発導入は長期のリードタイムを要することでもあり、今後とも計画的かつ着実に推進する所存でございます。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇〕

○国務大臣(河本敏夫君) 私に対する御質問は二つございまして、その第一は、五十九年度の税制審議の際に増税幅の圧縮、特に大衆課税に対する増税幅の軽減、それと投資減税の実施、この主張をしたそうであるが、それは何のためであるか、こういう御質問でございますが、それは経済政策上必要である、このように判断したからであります。(拍手)

それから第二の御質問は、私が四兆円の所得税の減税を主張しておるが、その真意いかん、こういう御質問でございますが、私は、先ほども御答弁を申し上げましたように、大蔵大臣と自由民主党の政策責任者に対して、税体系の根本的な見直しという点について、経済政策の立場から若干の提案をいたしまして御検討をお願いしております、これはそのとおりでございますが、その中には所得税の大幅減税という項目がございますけれども、数字は申し上げておりません。その御指摘

になりました数字は、別の場所で私に對しまして所得税の大幅減税とはどういうことか、こういう御質問がございましたので、一例を挙げまして、昭和四十九年に我が国では一兆八千億の所得税の減税をしたことがあるが、それは今の経済の規模に直すと約四兆円になりまして、これは一つの参考です、こういうことを申し上げたことはありますが、今党内閣で検討していただいております税の根本的なあり方につきましては、具体的な数字を挙げないで、大幅減税ということで今御研究をいただいております。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 養輪幸代君。

〔養輪幸代君登壇〕

○養輪幸代君 私は、日本共産党・革新共同を代表し、酒税法の一部改正案、物品税法の一部改正案及び石油税法の一部改正案など、いわゆる間接税増税三法案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

まず最初に、五十九年度の税財政全体に係る問題についてお尋ねいたします。総理は、すべての家庭が夕げの明かりに家族の団らんのとときを過ごし、あすへの希望を語り合える世の中をつくるのが政治の責任だと言われました。ところが、五十九年度予算案は、国民に軍拡、福祉の切り捨て、増税を押しつけるもので、その内容を知らなければ知るほど、その国民犠牲の大きさに驚きと憤りが広がっております。あすへの希望どころか、逆に核戦争の不安や今後の暮らし、老後の不安を訴える人がふえるばかりではありませんか。家計簿調査によれば、税金、社会保険料、各種公共料金の値上げは、特に収入の低い層に重い負担となっており、妻がパートや内職で家計を支えている世帯がふえてきています。税金調査の結果、ある人は、容赦なく取られた税金が私たちの生活の潤いとなって戻り、年ごとに住みやすい国になるならともかく、軍備増強に回って社会保障

も先細り、このまま黙々と税金を負担し続けるほど愚かしいことはないと感じましたと訴えています。

今回、七年ぶりの本格減税と言われても、同時に間接税などの見返り増税と公共料金値上げによって、年収三百万円以下の標準世帯では減税を上回る負担になっているのです。他方、大量国債発行のもとで国債を保有する大資産家や大企業には、利払いの形で国民から集めた税金が流れ込んでいます。

また、初年度八千七百億円の所得税減税は、政府が試算したこの六年間の実質増税約四兆八千四百億円から見ればその二割にもならない上、十五年ぶりに最低税率を引き上げ、最高税率を一律に五％も引き下げるといふ、不公平の上ない金持ち減税ではありませんか。これでは貧富の差は拡大する一方です。

総理は、一体、財政の所得配分機能をどのように考えておられるのでしょうか。また、今回の税制改正が国民の減税要求にまともに対応したものでないとお考えでしょうか。私は、特に低所得者に減税効果が大きい方法で、五十九年度所得税、住民税合わせて二兆円の減税の実施を要求いたします。(拍手)また、パート、内職の非課税限度額、自営業者の専従者控除は、せめて百二十万円まで引き上げるべきです。あわせて総理の誠意ある答弁を求めます。

次に、減税財源の一つとして、法人税の税率引き上げと欠損金繰り戻し還付制度が二年限りとされ、延納制度が廃止されたことは納得できません。大企業優遇の退職給付引当金の是正など不公平税制の是正に手をつけず、長期不況のもとで経営難にあえいでいる中小企業へ負担を押しつけるのはもってのほかです。

今回の措置によって中小企業の負担は一体どれだけふえるのでしょうか。また、今回二年間の期限措置にしたのは大型間接税導入を見込んだものと言われ、さらに法人税増税の見返りに投資減税

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する義輪幸代君の質疑 一〇八

酒類の中で、洋酒等のはんらんで需要が年々

今日、石油事情は大きく変わり、当初予定されていた我が国の石油消費量は、日量百万キロリットルから五十四万キロリットルに激減しているのです。備蓄基準は現状でもIEA基準の九十日分を上回っており、加えて、民間に今ある約一千万キロリットル分の空きタンクの活用などを考えるならば、今増税してまで国家備蓄基地の建設を急がなければならない理由はないと思いますが、その必要があるのでしょうか。

第三に、中曾根内閣の財政改革路線と、急浮上

総理、この場で改めて、五十九年度はもちろん、六十年年度以降についても大型間接税導入はしないと明言すべきです。今考えていないとだけ言つて先で平気で覆すという不誠実な態度は国民の政治不信を深めるもので、絶対に許されません。率直かつ誠実な答弁を求めます。

日本共産党・革新共同は、福祉目的税などの名称や形のいかんを問わず、大型間接税導入に断固として反対です。総理が進めている財界主導の臨

調行革だと私どもが批判している当のその財界首

なりまして、十分御理解いただけることであると思います。なお、今後とも必要な施策については適切な配慮を行ってまいります。

防衛費についていろいろ御言及になりましたが、自分の国は自分で守るのは当然ではないかと私は思っております。（拍手）共産党でも中立自衛ということ言っているじゃないですか。中立自衛となるとひとりりで守るのですから、今よりはよっぽどお金がかかることになるのじゃないかと

私は思います。

次に、間接税、公共料金について御質問がございました。

今回の酒税、物品税等の税率引き上げ等は、これは所得税の大幅な減税を実施した関係上、財政事情を勘案いたしまして、必要やむを得ない措置として実行したものであります。

また、公共料金につきましては、経営の徹底した合理化を前提として、受益者負担を原則としつつ、物価や国民生活に及ぼす影響等も配慮して厳正に取り扱うこととして、そして特にやむを得ないものについてこれを適正化すべく努力してきたところでございます。

所得税の減税につきましては、一兆千八百億円に及ぶ本格的な大規模なものでございます。現在の財政事情は歳出の約二五％を公債発行によって行っているというこの厳しい情勢のもとで、ぎりぎりの努力をしたとお考え願いたいと思うのであります。

さらに、所得税の減税を行え、あるいはパート、内職の非課税限度等の御質問がございましたが、所得税につきましては先ほど申し上げたとおりであります。なお、配偶者控除の受けられるパート主婦の給与収入限度額を八十八万円に、また、白色申告者の専従者控除を四十五万円に、それぞれ引き上げた次第でございます。

でございまして、この問題がございましたが、これは、臨調答申の線に沿いまして、国民所得に対する租税負担率を要しない範囲内において調整を認めていただいておりますのでございます。そういう範囲内の措置として、今回一部の間接税等につきまして増収を図ったということでございます。

大型間接税については考えておりません。(拍手) 稲山さんの御発言について御言及がございましたが、稲山さんは何を言ったか知りませんが、いわゆる大型間接税というものは考えていないということをお願いいたします。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) 法人税の税率引き上げと欠損繰り戻し還付制度の廃止等についての御質問でございます。

法人税の税率引き上げの幅は一・三ポイントであります。中小法人に適用されます軽減税率の引き上げ幅は一ポイントにとどめております。そのほかに、中小企業に対しては投資促進税制の適用を新たに認めるなどの配慮を加えておるところであります。

欠損金の繰り戻し還付制度の適用停止につきましては、別に欠損金の繰越控除制度がござります。また、解散とかあるいは営業の全部譲渡等、欠損金の繰越控除制度では救済できない場合には、従来どおりの繰り戻し還付制度の適用を認めることとしておりますから、新たな負担をお願いするという性格のものではないと思っております。

法人税の延納制度の廃止は、基本的には納税の時期の変更にすぎないというふうに御理解をいただきたいと思います。

次の、法人税の税率引き上げを二年限りの時限措置とした問題についての御質問でございます。税調答申で「法人課税の負担水準については、既に相当の水準にあるが、総体としてみた我が国企業の国際競争力や主要諸外国における法人課税の負担水準からみて、厳しい財政事情の下で「若干の負担の増加を求める余地も残されているのではないかと考えられる。」という答申がござります。そこで「特別の財政需要等に応じ臨時の措置として対処する際は別として、主要諸外国と比較してあまりかけ離れたものとなることは国際競争力の観点から好ましくないであろう。」というふうにも書かれておるわけでありまして。

それで、若干の負担増をお願いすることとしたわけでございますが、実効税率がこれまでの最高の水準に達することでもありまして、今後の財政事情の推移のほか、経済動向等を見定める観点から二年間の臨時措置とした、こういうことでございます。したがって、期限到来期には、その際の経

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の朗読を省略した議長長の報告

済動向、財政事情を考慮して、税制全体の見直しの中で検討するべき課題であるというふうに理解をいたしております。

それから酒税の負担の逆進性の問題でございます。この酒税というのは、致酔飲料としての特殊な嗜好品である点に着目して課税をするものでございます。今日、一方で所得税の大幅減税を行いなから、これ以上財政事情を悪化させないというところから、過去に比べ税負担率が低下している酒類に対して負担の増加を求めることにした、こういう措置でございます。今後さらに負担の引き上げを求めるかどうか、それはそのときどきの財政事情、酒税負担の状況によって検討されるべきものでございます。

それから、清酒産業は危機に瀕しておるといふ、お酒屋さんを御心配しての御発言でございますが、確かに伸び悩み等多くの抱えておりますが、このために、従来は原料面とか需要面で多くの問題を抱えておりましたが、健全な発展を期待して、今回は、税率面での配慮とかあるいは近代化に対する支援指導、清酒業安定法の近代化事業の充実強化等によってこれに対応していきたいということでございます。

以上で答えを終わります。(拍手) 〔国務大臣小此木彦三郎君登壇〕

○国務大臣(小此木彦三郎君) 義輪議員にお答えいたします。我が国は中東の石油に大きく依存しております。その中東の情勢は依然として不安定であります。また、我が国の備蓄水準が欧米先進諸国における備蓄水準に達していないところから、引き続き民間九十日備蓄を維持するとともに、三千万キロリットルを目標とする国家備蓄を着実に推進していく必要があります。(拍手)

以上であります。(拍手) ○副議長(勝間田清一君) これにて質疑は終了いたします。

たしました。

○副議長(勝間田清一君) 本日は、これにて散会いたします。午後三時四十七分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	中曾根康弘君
法務大臣	住 栄作君
外務大臣	安倍晋太郎君
大蔵大臣	竹下 登君
文部大臣	森 喜朗君
厚生大臣	渡部 恒三君
農林水産大臣	山村新治郎君
通商産業大臣	小此木彦三郎君
運輸大臣	細田 吉藏君
郵政大臣	奥田 敬和君
労働大臣	坂本三三君
建設大臣	水野 清君
自治大臣	田川 誠一君
国務大臣	岩間 道行君
国務大臣	稲村修四郎君
国務大臣	上田 稔君
国務大臣	栗原 祐幸君
国務大臣	後藤田正晴君
国務大臣	河本 敏夫君
国務大臣	中西 一郎君
国務大臣	藤波 孝生君
大蔵省主税局長	梅澤 節男君

出席政府委員

○朗読を省略した議長長の報告 (議決通知) 一、去る九日、本院は、皇室会議予備議員及び皇室経済会議予備議員を次のとおり選任し、か

昭和五十九年二月二十二日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

つ、予備議員の職務を行う順序は頭書のとおりに決定した旨内閣に通知した。

皇室會議予備議員

第一 衆議院議員 福田 一君

第二 同 園田 直君

皇室經濟會議予備議員

第一 衆議院議員 長谷川四郎君

第二 同 岡田 春夫君

一、去る九日、弥富事務局長から源田裁判官彈劾裁判所裁判長職務代行及び指宿参議院事務局長あて、本院は裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員を次のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおりに決定した旨通知した。

裁判官彈劾裁判所裁判員

長谷川四郎君 上村千一郎君

澁谷 直藏君 青木 正久君

稲葉 誠一君 前川 日君

石田幸四郎君

同予備員

第一 高村 正彦君

第二 熊川 次男君

第三 日野 市朗君

第四 渡部 一郎君

一、去る九日、弥富事務局長から長田裁判官訴訟委員会委員長職務代行及び指宿参議院事務局長あて、本院は裁判官訴訟追委員及び同予備員を次のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおりに決定した旨通知した。

裁判官訴訟追委員

大西 正男君 鯨岡 兵輔君

小宮山重四郎君 高島 修君

保岡 興治君 広瀬 秀吉君

山花 貞夫君 浅井 美幸君

小沢 貞孝君 野間 友一君

同予備員

第一 白川 勝彦君

第二 加藤 紘一君

第三 加藤 万吉君

第四 森 清君

第五 岡本 富夫君

一、去る九日、本院は、中央更生保護審査会委員に貞閑晴君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

一、去る九日、本院は、電波監理審議会委員に前田陽一君を任命したことについて同意した旨内閣に通知した。

一、去る九日、本院は、日本銀行政策委員会委員に村上素男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る九日、本院は、社会保険審査会委員長に加藤信太郎君を、同委員に新津博典君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る九日、本院は、中央社会保険医療協議会委員に伊藤善市君及び伊東光晴君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(選出通知)

一、去る九日、本院は、檢察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

檢察官適格審査会委員

唐沢俊二郎君 綿貫 民輔君

小林 進君 市川 雄一君

同予備委員

熊川 次男君(唐沢俊二郎君の予備委員)

太田 誠一君(綿貫民輔君の予備委員)

清水 勇君(小林進君の予備委員)

草川 昭三君(市川雄一君の予備委員)

(指名通知)

一、去る九日、本院は、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に衆議院議員田中六助君、同金丸信君、同藤尾正行君、同砂田重民君、同堀昌雄君、同井上晋方君、同伏木和雄君及び同吉田之久君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る九日、本院は、北海道開発審議会委員に衆議院議員箕輪登君、同村上茂利君、同高橋辰

夫君、同新村源雄君及び同斎藤実君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る九日、本院は、国土審議会委員に衆議院議員原健三郎君、同長谷川四郎君、同三池信君、同佐々木義武君、同大西正男君、同田邊誠君、同中村茂君、同飯中義彦君及び同宮田早苗君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る九日、本院は、日本エネスコ国内委員会委員に衆議院議員大塚雄司君、同工藤慶君、同湯山勇君及び同有馬重武君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る九日、本院は、鉄道建設審議会委員に衆議院議員田中六助君、同金丸信君、同藤尾正行君、同山口鶴男君、同近江巳配夫君及び同河村勝君を指名した旨内閣に通知した。

(委員推薦通知)

一、去る九日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

(首都圏整備特別委員会)

長谷川四郎君 大塚 雄司君

竹内 猛君 吉浦 忠治君

(東北地方開発特別委員会)

佐々木義武君 内海 英男君

加藤 紘一君 小川 仁一君

武田 一夫君

(九州地方開発特別委員会)

小山 長規君 三原 朝雄君

保岡 興治君 阿部未喜男君

大橋 敏雄君

(四国地方開発特別委員会)

加藤常太郎君 大西 正男君

塩崎 潤君 井上 泉君

平石康作太郎君

(北陸地方開発特別委員会)

福田 一君 平泉 渉君

綿貫 民輔君 松沢 俊昭君

西中 清君

(中国地方開発特別委員会)

藤井 勝志君 佐藤 守良君

相沢 英之君 武部 文君

吉井 光昭君

(離島振興対策特別委員会)

櫻内 義雄君 白濱 仁吉君

小沢 辰男君 大村 襄治君

村山 喜一君 水田 稔君

鈴切 康雄君

(豪雪地帯対策特別委員会)

佐藤 隆君 鹿野 道彦君

笹山 登生君 木島喜兵衛君

越中 義彦君

(通知書受領)

一、去る十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(報告書受領)

一、去る十七日、内閣を経由して郵政大臣奥田敬和君から、放送法第三十八条第二項の規定に基づき日本放送協会昭和五十七年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

(政府委員承認)

一、去る十七日、福永議長は、中曽根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百一回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣調査室長 谷口 守正

内閣総理大臣官房 交通安全対策室長 波多 秀夫

警察庁長官官房会計課長 立花 昌雄

(政府委員任命)

一、去る九日、中曽根内閣総理大臣から福永議長あて、八日議長において承認した中村敏外七十三名を、同日第百一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十七日、中曽根内閣総理大臣から福永議長あて、八日議長において承認した中村敏外七十三名を、同日第百一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十七日、中曽根内閣総理大臣から福永議長あて、八日議長において承認した中村敏外七十三名を、同日第百一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十七日、中曽根内閣総理大臣から福永議長あて、八日議長において承認した中村敏外七十三名を、同日第百一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十七日、中曽根内閣総理大臣から福永議長あて、八日議長において承認した中村敏外七十三名を、同日第百一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十七日、中曽根内閣総理大臣から福永議長あて、八日議長において承認した中村敏外七十三名を、同日第百一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十七日、中曽根内閣総理大臣から福永議長あて、八日議長において承認した中村敏外七十三名を、同日第百一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十七日、中曽根内閣総理大臣から福永議長あて、八日議長において承認した中村敏外七十三名を、同日第百一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十七日、中曽根内閣総理大臣から福永議長あて、八日議長において承認した中村敏外七十三名を、同日第百一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十七日、中曽根内閣総理大臣から福永議長あて、八日議長において承認した中村敏外七十三名を、同日第百一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十七日、中曽根内閣総理大臣から福永議長あて、八日議長において承認した中村敏外七十三名を、同日第百一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十七日、中曽根内閣総理大臣から福永議長あて、八日議長において承認した中村敏外七十三名を、同日第百一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十七日、中曽根内閣総理大臣から福永議長あて、八日議長において承認した中村敏外七十三名を、同日第百一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十七日、中曽根内閣総理大臣から福永議長あて、八日議長において承認した中村敏外七十三名を、同日第百一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十七日、中曽根内閣総理大臣から福永議長あて、八日議長において承認した中村敏外七十三名を、同日第百一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

長あて、十七日議長において承認した谷口守正外二名を、同日第一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る十七日、中曾根内閣総理大臣から福永議長あて、第一回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日 異動

内閣官房 鎌倉 節 警察大学 昭五九・二・二七

内閣調査室長 滝田 一成 (退職) 同

内閣総理大臣官房 森田 雄二 栃木県警 同

警察庁長官官房 森田 雄二 栃木県警 同

警察庁長官官房 森田 雄二 栃木県警 同

警察庁長官官房 森田 雄二 栃木県警 同

警察庁長官官房 森田 雄二 栃木県警 同

警察庁長官官房 森田 雄二 栃木県警 同

警察庁長官官房 森田 雄二 栃木県警 同

警察庁長官官房 森田 雄二 栃木県警 同

警察庁長官官房 森田 雄二 栃木県警 同

警察庁長官官房 森田 雄二 栃木県警 同

警察庁長官官房 森田 雄二 栃木県警 同

警察庁長官官房 森田 雄二 栃木県警 同

警察庁長官官房 森田 雄二 栃木県警 同

警察庁長官官房 森田 雄二 栃木県警 同

警察庁長官官房 森田 雄二 栃木県警 同

警察庁長官官房 森田 雄二 栃木県警 同

警察庁長官官房 森田 雄二 栃木県警 同

警察庁長官官房 森田 雄二 栃木県警 同

松永 光君 三塚 博君
山下 徳夫君 岡田 利春君
川俣健二郎君 二見 伸明君
大内 啓伍君

一、去る十四日、地方行政委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

理事

白井日出男君 小澤 深君
谷 洋一君 西田 司君
小川 省吾君 加藤 万吉君
草野 威君 岡田 正勝君

一、昨二十一日、商工委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

理事

浦野 休興君 田原 隆君
森 清君 渡辺 秀央君
城地 豊司君 水田 稔君
長田 武士君 宮田 早苗君

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決議委員

綿貫 民輔君 補欠 白川 勝彦君
甘利 明君 補欠 小杉 隆君
小杉 隆君 補欠 甘利 明君

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

宮崎 角治君 補欠 矢野 紘也君
矢野 紘也君 補欠 宮崎 角治君

法務委員 上村千一郎君 補欠 石原慎太郎君
衛藤征士郎君 補欠 玉置 和郎君

大西 正男君 原田 憲君
熊川 次男君 武藤 嘉文君
高島 修君 田中 龍夫君
石原慎太郎君 上村千一郎君
田中 龍夫君 高島 修君
玉置 和郎君 衛藤征士郎君
原田 憲君 大西 正男君
武藤 嘉文君 熊川 次男君

文教委 山原健二郎君 補欠 不破 哲三君
武藤 嘉文君 熊川 次男君

社会労働委員 橋本 文彦君 補欠 大久保直彦君
大久保直彦君 橋本 文彦君

農林水産委員 水谷 弘君 補欠 草川 昭三君
草川 昭三君 水谷 弘君

運輸委員 中馬 弘毅君 補欠 山口 敏夫君
山口 敏夫君 補欠 中馬 弘毅君

予算委員 石原慎太郎君 補欠 中川 昭一君
田中 龍夫君 中村正三郎君
玉置 和郎君 渡辺 秀央君
原田 憲君 二階 俊博君
武藤 嘉文君 近藤 元次君
山口 敏夫君 中馬 弘毅君
大久保直彦君 橋本 文彦君
草川 昭三君 水谷 弘君
矢野 紘也君 宮崎 角治君
不破 哲三君 山原健二郎君
近藤 元次君 武藤 嘉文君
中川 昭一君 石原慎太郎君
中村正三郎君 田中 龍夫君
二階 俊博君 原田 憲君

渡辺 秀央君 玉置 和郎君
橋本 文彦君 大久保直彦君
水谷 弘君 草川 昭三君
宮崎 角治君 矢野 紘也君

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

衛藤征士郎君 補欠 武藤 嘉文君
衛藤征士郎君 補欠 衛藤征士郎君

文教委 野上 徹君 補欠 綿貫 民輔君
不破 哲三君 山原健二郎君

科学技術委員 工藤 晃君 補欠 不破 哲三君

予算委員 武藤 嘉文君 補欠 鹿野 道彦君
井上一成君 田邊 誠君
山原健二郎君 梅田 勝君
梅田 勝君 佐藤 祐弘君
鹿野 道彦君 武藤 嘉文君

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員 五十嵐広三君 補欠 島田 琢郎君
佐藤 敬治君 松前 仰君
安田 修三君 田中 克彦君
島田 琢郎君 五十嵐広三君
田中 克彦君 安田 修三君
松前 仰君 佐藤 敬治君

法務委員 江田 五月君 補欠 小澤 克介君

昭五十九年二月二十二日 衆議院会議録第六号 朗読を省略した議長の報告

昭和五十九年二月二十二日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

文教委員

辞任

田中 克彦君
安田 修三君
山口 鶴男君

補欠

安田 修三君
田中 克彦君
江田 五月君

社会労働委員

辞任

渡辺 三郎君

補欠

菅 直人君

商工委員

辞任

甘利 明君
加藤 卓二君
岸田 文三君
相沢 英之君
武藤 嘉文君
村田敬次郎君

補欠

相沢 英之君
村田敬次郎君
武藤 嘉文君
甘利 明君
岸田 文三君
加藤 卓二君

逓信委員

辞任

伊藤 忠治君
松前 仰君
五十嵐広三君
佐藤 敬治君

補欠

五十嵐広三君
佐藤 敬治君
伊藤 忠治君
松前 仰君

予算委員

辞任

相沢 英之君
武藤 嘉文君
村田敬次郎君
佐藤 祐弘君
伊吹 文明君
金子原二郎君
北川 正恭君
田邊 誠君

補欠

伊吹 文明君
金子原二郎君
北川 正恭君
藤木 洋子君
相沢 英之君
武藤 嘉文君
村田敬次郎君
井上 一成君

決算委員

辞任

菅 直人君

補欠

阿部 昭吾君

懲罰委員

辞任

阿部 昭吾君
菅 直人君

補欠

菅 直人君
山口 鶴男君

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

綿貫 民輔君

補欠

榎本 和平君

予算委員

辞任

小平 忠君
藤木 洋子君
塚本 三郎君
中川利三郎君
岡田 正勝君
岡田 正勝君

補欠

塚本 三郎君
中川利三郎君
岡田 正勝君
不破 哲三君
小平 忠君

決算委員

辞任

神田 厚君
小平 忠君

補欠

神田 厚君

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術委員

辞任

岸田 文三君
熊谷 弘君
笹山 登生君
渡部 行雄君
遠藤 和良君
石原慎太郎君
海部 俊樹君
金子 一平君
武藤 山治君
大久保直彦君

補欠

石原慎太郎君
海部 俊樹君
金子 一平君
武藤 山治君
大久保直彦君
岸田 文三君
熊谷 弘君
笹山 登生君
渡部 行雄君
遠藤 和良君

予算委員

辞任

石原慎太郎君
上村千一郎君
海部 俊樹君

補欠

小林 鴻三君
松田 九郎君
野呂 昭彦君

金子 一平君

武藤 山治君
大久保直彦君
不破 哲三君
後藤 茂君
津川 武一君
野呂 昭彦君
平林 鴻三君
松田 九郎君
山岡 謙蔵君
遠藤 和良君

補欠

山岡 謙蔵君
後藤 茂君
津川 武一君
武藤 山治君
阿崎万寿秀君
海部 俊樹君
石原慎太郎君
上村千一郎君
金子 一平君
大久保直彦君

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

辞任

沼川 洋一君
大久保直彦君

補欠

大久保直彦君
沼川 洋一君

建設委員

辞任

関 晴正君
武藤 山治君

補欠

武藤 山治君
関 晴正君

予算委員

辞任

武藤 山治君
大久保直彦君
岡崎万寿秀君
藤田 スミ君
関 晴正君
市川 雄一君

補欠

関 晴正君
市川 雄一君
藤田 スミ君
柴田 睦夫君
武藤 山治君
大久保直彦君

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

池田 行彦君
上草 義輝君
鎌田忠三郎君
田名部匡省君
戸塚 進也君
林 大幹君

補欠

村田敬次郎君
宇野 宗佑君
奥野 誠亮君
金子 一平君
玉置 和郎君
三原 朝雄君

深谷 隆司君

宮下 創平君
宇野 宗佑君
奥野 誠亮君
金子 一平君
玉置 和郎君
中馬 弘毅君
三原 朝雄君
武藤 嘉文君
村田敬次郎君

補欠

武藤 嘉文君
中馬 弘毅君
上草 義輝君
鎌田忠三郎君
田名部匡省君
戸塚 進也君
宮下 創平君
林 大幹君
深谷 隆司君
池田 行彦君

予算委員

辞任

宇野 宗佑君
大村 襄治君
奥野 誠亮君
金子 一平君
渡谷 直蔵君
玉置 和郎君
中馬 弘毅君
三原 朝雄君
武藤 嘉文君
村田敬次郎君

補欠

与謝野 馨君
塩島 大君
東家 嘉幸君
白川 勝彦君
伊藤宗一郎君
鈴木 宗男君
近藤 元次君
自見庄三郎君
中村正三郎君
辻 英雄君
小沢 和秋君
小澤 深君
玉置 和郎君
中馬 弘毅君
三原 朝雄君
大村 襄治君
金子 一平君
村田敬次郎君
奥野 誠亮君
武藤 嘉文君
宇野 宗佑君

決算委員

辞任

伊藤宗一郎君

補欠

深谷 直蔵君

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

昭和五十九年二月二十二日 衆議院會議録第六号

朗読を省略した議長の報告

地方行政委員

辞任

補欠

大西 正男君 金子 一平君
工藤 巖君 中馬 弘毅君
金子 一平君 大西 正男君
中馬 弘毅君 工藤 巖君

予算委員

辞任

補欠

金子 一平君 谷垣 禎一君
中馬 弘毅君 小杉 隆君
小沢 和秋君 東中 光雄君
井上 一成君 小川 国彦君
東中 光雄君 梅田 勝君
小杉 隆君 中馬 弘毅君
谷垣 禎一君 金子 一平君
小川 国彦君 井上 一成君

一、昨二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

江崎 真澄君 野中 広務君
大西 正男君 大島 理森君
中川 昭一君 伊吹 文明君
伊吹 文明君 中川 昭一君
大島 理森君 大西 正男君
野中 広務君 江崎 真澄君

文教委員

辞任

補欠

北川 正恭君 江崎 真澄君
中野 寛成君 小杉 忠君
江崎 真澄君 北川 正恭君
小杉 忠君 中野 寛成君

建設委員

辞任

補欠

瀬崎 博義君 不破 哲三君
不破 哲三君 瀬崎 博義君

科学技術委員

辞任

補欠

遠藤 和良君 矢野 絢也君
不破 哲三君 工藤 晃君
矢野 絢也君 遠藤 和良君
工藤 晃君 不破 哲三君

予算委員

辞任

補欠

大久保直彦君 近江巳記夫君
矢野 絢也君 遠藤 和良君
梅田 勝君 野間 友一君
小平 忠君 中野 寛成君
野間 友一君 田中美智子君
遠藤 和良君 矢野 絢也君
近江巳記夫君 大久保直彦君
中野 寛成君 小平 忠君

決算委員

辞任

補欠

近江巳記夫君 大久保直彦君
大久保直彦君 近江巳記夫君

(理事補欠選任)

一、去る十七日、災害対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 天野 光晴君(理事佐藤隆君去る十七日理事辞任につきその補欠)
(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員
辞任 小里 貞利君 若林 正俊君
東家 嘉幸君 笹山 登生君
笹山 登生君 東家 嘉幸君

一、昨二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

物価問題等に関する特別委員

辞任

補欠

吹田 悞君 中村正三郎君

(公聴会開会承認)

一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る十日これを承認した。

公聴会開会承認要求書
一、公聴会を開こうとする議案
昭和五十九年度一般会計予算
昭和五十九年度特別会計予算
昭和五十九年度政府関係機関予算
一、意見を聞くこととする問題
昭和五十九年度総予算について
右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。
昭和五十九年二月十日
衆議院議長 福永 健司殿 正
予算委員長 倉成 正
(議案提出)

一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案
物品税法の一部を改正する法律案
石油税法の一部を改正する法律案
公衆電気通信法の一部を改正する法律案
一、去る十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
一、昨二十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
法人税法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案
所得税法等の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
(議案付託)
一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)
公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)
一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書 通信委員会 付託
一、昨二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号) 文教委員会 付託
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号) 通信委員会 付託
(議案通知書受領)
一、去る十日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
(調査要求承認)
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る九日これを承認した。
国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、裁判所の司法行政に関する事項
二、法務行政及び検察行政に関する事項
三、国内治安及び人権擁護に関する事項
二、調査の目的
裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等

昭和五十九年二月二十二日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

の適正を期するため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和五十九年二月九日

法務委員長 宮崎 茂一
衆議院議長 福永 健司殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生関係の基本施策に関する事項

二、労働関係の基本施策に関する事項

三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

四、労務関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和五十九年二月九日

社会労働委員長 有馬 元治
衆議院議長 福永 健司殿

一、地方行政委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十四日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、地方自治に関する事項

二、地方財政に関する事項

三、警察に関する事項

四、消防に関する事項

二、調査の目的
地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和五十九年二月十四日

地方行政委員長 大石 千八
衆議院議長 福永 健司殿

一、調査する事項
一、通商産業の基本施策に関する事項

二、中小企業に関する事項

三、資源エネルギーに関する事項

四、特許及び工業技術に関する事項

五、経済の計画及び総合調整に関する事項

六、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

七、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため

二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和五十九年二月二十一日

商工委員長 梶山 静六
衆議院議長 福永 健司殿

(質問書提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

中央競馬会の場外勝馬投票券発売所設置に関する質問主意書(菅直人君提出)

(菅直人君受領)

一、昨二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員菅直人君提出中央競馬会の場外勝馬投票券発売所設置に関する質問に対する答弁書

中央競馬会の場外勝馬投票券発売所設置に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年二月十三日

提出者 菅 直人

衆議院議長 福永 健司殿

中央競馬会の場外勝馬投票券発売所設置に関する質問主意書

中央競馬会の場外勝馬投票券発売所(以下「場外発売所」という。)は近隣の商店街や住民の生活に多大な影響を与える公的施設であり、農林水産省では中央競馬会に対し、その設置に際しては、地域社会との調整を十分に行うように指導していると聞く。だが、過去のケースを見ると大阪市の例のごとく地元市長の同意がないまま、設置がなされた例もあり、競馬会の調整の在り方、地元同意の内容について明確な行政基準が示されていない。また、去る五十六年に提出した私の質問主意書に対する答弁書でも明確な基準が示されなかったことは同様である。

以上のような点を踏まえ、場外発売所設置に関して質問する。

一 場外発売所の設置に当たって農林水産省は、「場外発売所の設置に伴う影響は、設置場所、設備の規模等により区々であること等から、調整の対象となる地域の範囲、地域の組織等について一律に取り扱うことは適当でない」と考えているという見解を示しているが、場外発売所の近隣環境に与える影響の大きさを考慮すれば、最低限、地元市町村の長及び議会の明確な同意を必須条件とすべきだと考えるが、この点の見解を伺いたい。

二 中央競馬会では現在、東京都立川市において場外発売所を設置する方針と聞いているが、この計画に關し、以下の点について伺いたい。

1 この件に關し、中央競馬会から農林水産省への設置承認を求める申請は出されているのか。

2 場外発売所予定地を所有する業者から近隣九町会の町会長の同意書が既に中央競馬会へ提出されていると聞く。その過程で、柴崎三丁目北町会については町会役員の過半数が反対しているにもかかわらず、町会長がそれを無視し個人の判断で同意書を出しているところである。農林水産省ではこのような事実を承知しているのか。また、このような経緯で提出された同意書をもつて地域の同意と認めるのか。見解を伺いたい。

3 また、中央競馬会では立川市長、同市議会の明確な同意を取り付けず、地元の九町会の同意書をもつて地元の了解が得られたものとして聞いている。これは、農林水産省が中央競馬会に指導している「地域社会との十分な調整」とは到底呼べず、引き続いて地元との調整を行うべく中央競馬会に指導すべきと考えるがどうか。

右質問する。

内閣衆質一〇一第三号

昭和五十九年二月二十一日

内閣総理大臣 中曽根康弘

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議員菅直人君提出中央競馬会の場外勝馬投票券発売所設置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員菅直人君提出中央競馬会の場外勝馬投票券発売所設置に関する質問に対する答弁書

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議員菅直人君提出中央競馬会の場外勝馬投票券発売所設置に関する質問に対する答弁書

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議員菅直人君提出中央競馬会の場外勝馬投票券発売所設置に関する質問に対する答弁書

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議員菅直人君提出中央競馬会の場外勝馬投票券発売所設置に関する質問に対する答弁書

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議員菅直人君提出中央競馬会の場外勝馬投票券発売所設置に関する質問に対する答弁書

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議員菅直人君提出中央競馬会の場外勝馬投票券発売所設置に関する質問に対する答弁書

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議員菅直人君提出中央競馬会の場外勝馬投票券発売所設置に関する質問に対する答弁書

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議員菅直人君提出中央競馬会の場外勝馬投票券発売所設置に関する質問に対する答弁書

衆議院議長 福永 健司殿

一について
日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)(の競馬場外の勝馬投票券発売所(以下「場外発売所」という。)(の設置について、農林水産省は競馬会に対し、地域社会との調整を十分に行うよう指導してきているところである。
場外発売所の設置に伴う影響は、設置場所、設備の規模等により区々であることから、地域社会との調整に当たって、その調整の対象となる地域の範囲、地域の組織等について一律に取り扱うことは適当でなく、したがって、地元市町村の長及び議会の明確な同意を必須条件とすることも適当でないと考える。
二について
1 現在のところ、競馬会から立川市に場外発売所を設置することに関する承認申請書は提出されていない。

出されていない。
2 設置に反対する方々から御指摘のような話
は聞いているが、競馬会から設置の承認申請書が提出されていない現段階においては、同意書について判断する状況ではない。
3 今後とも、地域社会との調整を十分に行うよう競馬会を指導していく考えである。

右答弁する。
昭和五十八年度一般会計補正予算(第一号)
右
国会に提出する。
昭和五十九年二月八日
内閣総理大臣 中曽根康弘

昭和58年度一般会計補正予算
予 算 総 則 補 正

第1条 既定の昭和58年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおとする。

区 分	昭和58年度歳入 立予算額(千円)	補 正		改昭和58年度 予算額(千円)
		追加額(千円)	修正減少額(千円)	
歳 入	50,379,603,315	966,986,575	△ 507,148,146	459,838,429
歳 出	50,379,603,315	982,718,841	△ 472,881,412	459,838,429

甲号 歳入歳出予算補正
歳 入

主 管 部	歳 入	款	項	補 正				差 引	額(千円)
				追 加	額(千円)	修 正	減 少	額(千円)	
総 理 府	雑 収 入	納 付 金	雑 納 付 金	1,744,180		△	147,571	0	1,596,609
				1,744,180			0	0	1,744,180
大 蔵 省	租 税 及 印 紙 収 入	諸 収 入	特別会計受入金	0		△	147,541	0	147,541
				0		△	147,541	△	147,541
		租 税		94,000,000		△	807,000,000	△	413,000,000
				94,000,000		△	807,000,000	△	413,000,000

[illegible]

建設省	雑収入	諸収入	公共事業費負担金 雑収入	10,869,344 10,869,344 10,869,297 47	△ △ △ 235	235 235 235 0	10,869,109 10,869,109 10,869,062 47
歳入	補正額	総計		986,983,576		△ 507,148,146	459,888,429

歳出

所管	組	職	項	補正額			
				追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
国会	衆議院	衆議院施設費	衆議院施設費	0	△ 84,448	△ 84,448	
			衆議院計	0	△ 51,468	△ 51,468	
			衆議院施設費	0	△ 135,916	△ 135,916	
			衆議院計	0	△ 60,947	△ 60,947	
			衆議院施設費	0	△ 21,390	△ 21,390	
			衆議院計	0	△ 82,387	△ 82,387	
			衆議院施設費	0	△ 51,577	△ 51,577	
			衆議院計	0	△ 6,432	△ 6,432	
			衆議院施設費	0	△ 58,009	△ 58,009	
			衆議院計	0	△ 435	△ 435	
国会	衆議院	衆議院施設費	衆議院施設費	0	△ 331	△ 331	
			衆議院計	0	△ 277,028	△ 277,028	
			衆議院施設費	0	△ 126,337	△ 126,337	
			衆議院計	0	△ 226,911	△ 226,911	
			衆議院施設費	0	△ 7,180	△ 7,180	
			衆議院計	0	△ 359,428	△ 359,428	
			衆議院施設費	0	△ 744,141	△ 744,141	
			衆議院計	0	△ 206,053	△ 206,053	
			衆議院施設費	0	△ 545,268	△ 545,268	
			衆議院計	0	△ 7,180	△ 7,180	
裁判所	裁判所	裁判所施設費	裁判所施設費	0	△ 744,141	△ 744,141	
			裁判所計	0	△ 206,053	△ 206,053	
			裁判所施設費	0	△ 545,268	△ 545,268	
			裁判所計	0	△ 7,180	△ 7,180	
			裁判所施設費	0	△ 359,428	△ 359,428	
			裁判所計	0	△ 206,053	△ 206,053	
			裁判所施設費	0	△ 545,268	△ 545,268	
			裁判所計	0	△ 7,180	△ 7,180	
			裁判所施設費	0	△ 359,428	△ 359,428	
			裁判所計	0	△ 206,053	△ 206,053	

[illegible]

科学警察研究所	0	△	6,683	△	6,683
皇宮警察本部	27,089	△	9,205		17,894
警察庁施設費	0	△	2,676	△	2,676
計	551,844	△	795,598	△	243,754
公署等調整委員会	0	△	3,783	△	3,783
宮内庁	0	△	11,290	△	11,290
行政管理局	199,089	△	106,967		92,122
国連アジア統計研修協力費	0	△	1,611	△	1,611
行政情報処理調査研究費	0	△	2,733	△	2,733
計	199,089	△	111,311		87,778
北海道開発庁	81,861	△	28,317		3,544
北海道開発計画費	0	△	8,309	△	8,309
北海道開発指導監督費	0	△	28,943	△	28,943
北海道治水事業工事諸費	0	△	8,662	△	8,662
北海道道路事業工事諸費	0	△	24,807	△	24,807
北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費	0	△	8,391	△	8,391
北海道公園事業工事諸費	0	△	111	△	111
北海道土地改良事業等工事諸費	0	△	8,665	△	8,665
計	81,861	△	116,205	△	84,344
防衛本庁	13,235,847	△	601,131		12,634,716
防衛車両等購入費	0	△	2,669,425	△	2,669,425
航空機購入費	0	△	211,391	△	211,391
艦船建造費	0	△	45,435	△	45,435
施設整備諸費	0	△	39,041	△	39,041
施設整備等附帯事務費	0	△	1,592,349	△	1,592,349
研究開発費	0	△	110,197	△	110,197
計	13,235,847	△	374,287	△	374,287
		△	5,643,256		7,592,591

防衛施設庁	防衛施設管理費	170,532	△	43,763	121,769
	調達労務管理費	48,082	△	5,451	42,531
	施設運営等関連諸費	0	△	945,785	945,785
	提供施設移設整備費	0	△	5,084	5,084
計		218,564	△	1,005,083	786,519
経済企画庁	経済企画研究所	30,976	△	157,553	126,577
	計	0	△	11,814	11,814
	科学技術振興費	30,976	△	169,367	138,391
	科学技術振興調整費	37,236	△	99,817	62,581
	科学技術振興調整費	94,382	△	1,841,021	1,746,639
	海洋開発調査研究促進費	0	△	215,250	215,250
	原子力平和利用研究促進費	1,739	△	76,797	74,998
	国立機関原子力試験研究費	0	△	2,937,894	2,937,894
	放射能調査研究費	0	△	61,671	61,671
	科学技術庁試験研究所	89,734	△	231,425	141,691
	科学技術庁試験研究所施設費	0	△	1,784	1,784
資源調査所	計	2,159	△	3,625	1,466
	環境庁	225,310	△	5,496,337	5,271,027
	環境保全総合調査研究促進調整費	42,056	△	160,946	118,890
	国立機関公害防止等試験研究費	0	△	5,931	5,931
	公害防止等調査研究費	0	△	106,883	106,883
	自然公園等管理費	0	△	22,478	22,478
	自然公園等施設整備費	0	△	135,904	135,904
	環境庁研究所	0	△	833	933
	国立水保病研究センター施設費	12,930	△	107,287	94,357
計		0	△	643	643
		54,986	△	541,005	486,019

沖 縄 開 発 庁	沖 縄 開 発 計 画 調 査 費	20,017	△	201,578	△	181,561
	沖縄振興開発計画調査費	0	△	3,122	△	3,122
	沖縄教育振興事業費	0	△	30,644	△	30,644
	沖縄保健衛生等対策諸費	0	△	355	△	355
	沖縄農業振興費	0	△	98	△	98
	沖縄開発事業指導監督費	0	△	1,809	△	1,809
	沖縄治水事業工事諸費	0	△	852	△	852
	沖縄道路事業工事諸費	5,305	△	1,424		3,881
	沖縄港湾空港整備事業工事諸費	0	△	2,650	△	2,650
	沖縄公園事業工事諸費	0	△	228	△	228
	沖縄土地改良事業工事諸費	2,825	△	1,102		1,723
	計	28,147	△	243,862	△	215,715
国 土 庁	国 土 計 画 基 礎 調 査 費	12,269	△	224,273	△	212,004
	災害対策総合推進調整費	0	△	10,773	△	10,773
	国土計画基礎調査費	0	△	39,060	△	39,060
	定住構想推進調査費	0	△	22,680	△	22,680
	国土調査費	0	△	175,420	△	175,420
	豪雪地帯対策特別事業費	0	△	6,100	△	6,100
	振興山村開発総合特別事業費	0	△	12,473	△	12,473
	小笠原諸島振興事業費	0	△	1,829	△	1,829
	離島振興特別事業費	0	△	11,591	△	11,591
	計	12,269	△	504,199	△	491,930
	総 理 府 所 管 補 正 額 合 計	14,590,129	△	15,274,762	△	684,638
法 務 省	法 務 本 省 費	532,138	△	151,651		380,487
	訟 務 費	0	△	13,625	△	13,625
	外 国 人 登 録 事 務 費	11,768	△	7,798		3,970

昭和五十九年二月二十二日 衆議院會議録第六号 昭和五十八年度一般會計補正予算(第1号)及び同報告書

法務省施設費	計	△	12,941	△	357,891
法務総合研究所	543,901	△	186,010	△	8,108
法務総合研究所 国逆犯罪防止プロジェクト地域研修 協力費	0	△	8,108	△	3,777
計	0	△	3,777	△	11,880
法務局	383,443	△	11,880	△	186,542
法務記	0	△	196,901	△	44,686
法務諸	0	△	44,686	△	141,856
計	383,443	△	241,587	△	94,284
検察庁	0	△	94,284	△	82,705
検察官	0	△	82,705	△	176,989
計	0	△	176,989	△	240,964
矯正官	347,176	△	106,212	△	4,982
矯正官	0	△	4,982	△	285,982
計	347,176	△	111,194	△	40,755
更生保護官	55,592	△	14,887	△	13,025
更生保護官	5,575	△	18,600	△	27,730
計	61,167	△	33,487	△	43,320
地方入国管理官	74,603	△	31,283	△	4
地方入国管理官	0	△	4	△	48,316
計	74,603	△	31,287	△	288
公安審査委員会	0	△	288	△	691
公安審査委員会	82,800	△	88,491	△	616,927
計	1,493,090	△	876,163	△	389,190
外務省	0	△	869,190	△	61,497
外務省	0	△	61,497	△	749,823
計	3,306,341	△	2,556,518	△	

大 藏 省	在 外 公 館	國際協力事業団事業費		大 藏 省	在 外 公 館	國際協力事業団事業費	
		計	計			計	計
		0	△	0	△	1,254,667	△
		3,306,341	△	3,306,341	△	4,241,872	△
		0	△	0	△	478,896	△
		0	△	0	△	29,821	△
		0	△	0	△	508,717	△
		3,306,341	△	3,306,341	△	4,750,589	△
						1,444,248	△
						8,660,438	△
						2,835	△
						203,500	△
						834,000	△
						25,045,875	△
						19,354	△
						24,000	△
						1,707,000	△
						140,000,000	△
						176,597,002	△
						176,748	△
						213,001	△
						882,220	△
						5,483	△
						3,800	△
						1,000	△
						892,503	△
						177,879,254	△
						177,787,942	△
						192,416	△
						3,886	△

昭和五十九年二月二十二日 衆議院會議録第六号 昭和五十八年度一般會計補正(第一号)及共同報告書

昭和五十九年二月二十二日 衆議院會議錄第六号 昭和三十八年度一級公債發行金總額(第一号)及び回還公告書

一二四

教育統計調査費	0	△	3,098	△	3,098
文化功労者年金	0	△	17,500	△	17,500
義務教育費国庫負担金	24,807,116		0		24,807,116
養護学校教育費国庫負担金	1,180,591		0		1,180,591
義務教育教科書費	0	△	40,329	△	40,329
学校教育振興費	14,569	△	1,728,653	△	1,714,084
科学振興費	0	△	1,404,370	△	1,404,370
青英事業費	0	△	15,357	△	15,357
南極地域観測事業費	0	△	1,445	△	1,445
社会教育助成費	0	△	235,153	△	235,153
体育振興費	0	△	255,530	△	255,530
私立学校助成費	0	△	2,224,343	△	2,224,343
公立文教施設整備費	0	△	815,685	△	315,685
公立文教施設災害復旧費	2,305,465		0		2,305,465
国立学校運営費	5,048,460	△	6,274,972	△	1,226,512
国立学校船舶建造及施設費	0	△	428,026	△	428,026
計	33,359,948	△	13,144,510	△	20,215,438
文部本省所轄研究所	0	△	44,983	△	44,983
文部本省所轄研究所施設費	0	△	486	△	486
国立社会教育研究所	0	△	2,637	△	2,637
日本学士院	0	△	26,193	△	26,193
国立青少年教育施設運営費	0	△	88,774	△	88,774
国立青少年教育施設整備費	0	△	1,184	△	1,184
国立婦人教育会館	0	△	11,125	△	11,125
計	0	△	175,392	△	175,392
文化庁施設費	0	△	68,679	△	68,679
文化庁振興費	0	△	14,189	△	14,189
文化庁振興費	0	△	154,532	△	154,532

厚 生 省	厚 生 本 省	文 部 省 所 管 補 正 額 合 計		△	△	△
		厚 生 本 省	厚 生 本 省			
文化財保存事業費	文化財保存施設整備費	0	220,453	△	220,453	△
國立博物館費	國立博物館費	0	187,792	△	187,792	△
國立博物館施設費	國立博物館施設費	0	50,504	△	50,504	△
國立美術館施設費	國立美術館施設費	0	173	△	173	△
國立美術館施設費	國立美術館施設費	0	44,796	△	44,796	△
文化庁研究所施設費	文化庁研究所施設費	0	2,116	△	2,116	△
文化庁研究所施設費	文化庁研究所施設費	0	20,552	△	20,552	△
文化庁研究所施設費	文化庁研究所施設費	0	13	△	13	△
文化庁研究所施設費	文化庁研究所施設費	0	20,305	△	20,305	△
文化庁研究所施設費	文化庁研究所施設費	0	784,104	△	784,104	△
文化庁研究所施設費	文化庁研究所施設費	0	14,104,006	△	19,255,942	△
厚生省統計調査費	厚生省統計調査費	8,566	259,029	△	250,463	△
厚生省統計調査費	厚生省統計調査費	14,468	16,916	△	2,448	△
厚生省統計調査費	厚生省統計調査費	0	43,799	△	43,799	△
厚生省統計調査費	厚生省統計調査費	369,840	222,429	△	147,411	△
厚生省統計調査費	厚生省統計調査費	7,498,935	1,847	△	7,497,088	△
厚生省統計調査費	厚生省統計調査費	6,630	960,130	△	953,500	△
厚生省統計調査費	厚生省統計調査費	4,273	10,412	△	6,139	△
厚生省統計調査費	厚生省統計調査費	2,976,125	553,711	△	2,422,414	△
厚生省統計調査費	厚生省統計調査費	0	39,721	△	39,721	△
厚生省統計調査費	厚生省統計調査費	43,983,771	55,557	△	43,983,214	△
厚生省統計調査費	厚生省統計調査費	832,579	24,574	△	308,005	△
厚生省統計調査費	厚生省統計調査費	12,206,290	60,808	△	12,145,487	△
厚生省統計調査費	厚生省統計調査費	16,756	1,217	△	15,539	△
厚生省統計調査費	厚生省統計調査費	23,719	384,930	△	311,271	△
厚生省統計調査費	厚生省統計調査費	0	14,006,320	△	14,006,320	△
厚生省統計調査費	厚生省統計調査費	1,052,285	33,432	△	1,018,852	△

昭和五十九年二月二十二日 衆議院會議録第六号 昭和五十八年度一般會計補正予算(第1号)及び同報告書

農 林 水 産 省	特別児童扶養手当等給付諸費	4,286	△	142	4,124
	児童扶養手当給付諸費	21,066	△	752	20,314
	社会保険国庫負担金	472,728	△	33,292,322	32,819,594
	厚生年金基金等助成費	1,005,514	△	13,072	992,442
	国民健康保険助成費	72,341,514	△	3,098	72,338,416
	国民年金国庫負担金	616,347	△	128,656	487,691
	遺族及留守家族等援護費	0	△	28,519	28,519
	中国帰国孤児定着促進セソ タ一施設費	0	△	198	198
	農業者年金実施費	0	△	4,633	4,633
	計	142,965,672	△	50,096,280	92,869,392
	厚生本省試験研究機関	0	△	86,439	86,439
	血清等製造及検定費	0	△	2,500	2,500
	厚生本省試験研究所施設費	0	△	109	109
	計	0	△	89,048	89,048
	検疫所	0	△	33,007	33,007
	国立らい療養所運営費	0	△	65,392	65,392
	国立らい療養所施設費	0	△	2,746	2,746
農 林 水 産 省	計	0	△	68,138	68,138
	国立更生援護機関	0	△	63,830	63,830
	国立更生援護所運営費	0	△	595	595
	国立更生援護所施設費	0	△	64,425	64,425
	計	0	△	2,561	2,561
	地方医師事務所	0	△	7,123	7,123
	地方医師事務所	0	△	7,123	7,123
	地方法務局	0	△	7,123	7,123
	地方法務局	0	△	7,123	7,123
	地方法務局	0	△	7,123	7,123
農 林 水 産 省	厚生省所管	142,965,672	△	50,360,582	92,605,090
	補正額合計	0	△	1,470,290	1,470,290
	農 林 水 産 本 省	0	△	128,550	128,550
	農 林 水 産 本 省 施 設 費	0	△	142	142
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省 施 設 費	0	△	1,470,290	1,470,290
	農 林 水 産 本 省 施 設 費	0	△	1,470,290	1,470,290

農 業 保 險 費 農 林 漁 業 統 計 報 費 農 業 振 興 費 農 業 振 興 費 農 業 振 興 費 農 業 振 興 費 農 業 振 興 費 農 業 振 興 費 農 業 振 興 費 農 業 振 興 費 農 業 振 興 費 農 業 振 興 費 農 業 振 興 費	12,343,844	△	141,280	12,202,564	
	0	△	152,959	152,959	
	158,970	△	538,422	429,452	
	0	△	41,292	41,292	
	0	△	16,270	16,270	
	0	△	1,086,044	1,086,044	
	3,827,026	△	4,472	3,822,554	
	4,300,000	△	123	4,299,877	
	1,634	△	161,874	160,240	
	0	△	6,927,473	6,927,473	
	0	△	4,700,000	4,700,000	
	3,470,532	△	510,698	2,959,834	
	0	△	4,856	4,856	
	0	△	3,986	3,986	
農 林 水 產 技 術 會 議 農 林 水 產 技 術 振 興 費 農 林 水 產 技 術 振 興 費 農 林 水 產 技 術 振 興 費 農 林 水 產 技 術 振 興 費 農 林 水 產 技 術 振 興 費 農 林 水 產 技 術 振 興 費 農 林 水 產 技 術 振 興 費 農 林 水 產 技 術 振 興 費 農 林 水 產 技 術 振 興 費 農 林 水 產 技 術 振 興 費 農 林 水 產 技 術 振 興 費 農 林 水 產 技 術 振 興 費	54,056,000	△	0	54,056,000	
	78,158,006	△	15,918,731	62,239,275	
	0	△	6,676	6,676	
	8,284	△	326,561	318,277	
	0	△	1,532	1,532	
	8,284	△	334,769	326,485	
	0	△	177,527	177,527	
	0	△	102,461	102,461	
	0	△	853	853	
	0	△	108,314	108,314	
	0	△	64,511	64,511	
	0	△	710	710	
	0	△	15,999	15,999	
	0	△	81,220	81,220	
農 林 水 產 技 術 會 議 農 林 水 產 技 術 振 興 費 農 林 水 產 技 術 振 興 費 農 林 水 產 技 術 振 興 費 農 林 水 產 技 術 振 興 費 農 林 水 產 技 術 振 興 費 農 林 水 產 技 術 振 興 費 農 林 水 產 技 術 振 興 費 農 林 水 產 技 術 振 興 費 農 林 水 產 技 術 振 興 費 農 林 水 產 技 術 振 興 費 農 林 水 產 技 術 振 興 費 農 林 水 產 技 術 振 興 費	計	△	15,918,731	62,239,275	
	農 林 水 產 技 術 振 興 費	△	6,676	6,676	
	農 林 水 產 技 術 振 興 費	△	318,277	318,277	
	農 林 水 產 技 術 振 興 費	△	1,532	1,532	
	農 林 水 產 技 術 振 興 費	△	326,485	326,485	
	農 林 水 產 技 術 振 興 費	△	177,527	177,527	
	農 林 水 產 技 術 振 興 費	△	102,461	102,461	
	農 林 水 產 技 術 振 興 費	△	853	853	
	農 林 水 產 技 術 振 興 費	△	108,314	108,314	
	農 林 水 產 技 術 振 興 費	△	64,511	64,511	
	農 林 水 產 技 術 振 興 費	△	710	710	
	農 林 水 產 技 術 振 興 費	△	15,999	15,999	
	農 林 水 產 技 術 振 興 費	△	81,220	81,220	
	計	△	81,220	81,220	

[illegible]

通商産業本省検査機関 工業技術院	商工業統計調査費	0	△	14,928	△	14,928
	中小商業等統計調査費	0	△	1,897	△	1,897
	経済協力費	0	△	497,536	△	497,536
	工業再配置促進対策費	0	△	1,824	△	1,824
	民間輸送機関開発費	0	△	68,773	△	68,773
	電子計算機産業振興対策費	0	△	89,576	△	89,576
	情報処理振興対策費	0	△	63,455	△	63,455
	民間航空機用ジェットエンジン開発費	0	△	51,471	△	51,471
	繊維工業構造改善対策費	0	△	9,267	△	9,267
	計	0	△	1,448,928	△	1,448,928
通商産業本省検査機関 工業技術院	通商産業本省検査所	0	△	13,660	△	13,660
	工業技術振興費	0	△	10,872	△	10,872
	鉱工業技術研究開発費	0	△	426,236	△	426,236
	大型工業技術研究開発費	0	△	303,406	△	303,406
	大型工業技術研究施設費	0	△	100	△	100
	エネルギー技術研究開発費	0	△	243,724	△	243,724
	エネルギー技術研究施設費	0	△	12	△	12
	工業技術院試験研究所	0	△	276,034	△	276,034
	工業技術院試験研究所施設費	0	△	283	△	283
	計	0	△	1,260,667	△	1,260,667
資源エネルギー庁	資源エネルギー庁	0	△	4,854	△	4,854
	エネルギー対策費	0	△	43,591	△	43,591
	石油税財源石油及石油代替エネルギー対策費	0	△	37,000,000	△	37,000,000
	地下資源対策費	0	△	74,799	△	74,799
	計	0	△	37,123,244	△	37,123,244
特許小企業庁	特許小企業庁	0	△	110,320	△	110,320
	特許小企業庁	0	△	1,501	△	1,501
	特許小企業庁	0	△		△	
	特許小企業庁	0	△		△	
	特許小企業庁	0	△		△	
	特許小企業庁	0	△		△	
	特許小企業庁	0	△		△	
	特許小企業庁	0	△		△	
	特許小企業庁	0	△		△	
	特許小企業庁	0	△		△	

[illegible]

昭和五十九年二月二十二日 衆議院會議録第六号 昭和五十八年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

昭和五十九年二月二十二日 衆議院會議録第六号 昭和五十八年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

[illegible]

職 業 訓 練 費	86,360	△	33,560	△	52,800
計	125,677	△	1,619,320	△	1,493,643
勞 働 本 省 研 究 機 関	0	△	5,383	△	5,383
中 央 勞 働 委 員 會	0	△	5,543	△	5,543
公 共 企 業 等 勞 働 委 員 會	0	△	5,811	△	5,811
勞 働 保 護 官 署	0	△	52,076	△	52,076
計	0	△	1,599	△	1,599
勞 働 統 計 調 査 費	0	△	53,675	△	53,675
職 業 安 定 官 署	0	△	111,898	△	111,898
補 正 額 合 計	125,677	△	1,801,625	△	1,675,948
建 設 本 省	0	△	173,014	△	173,014
官 庁 管 轄	0	△	25,726	△	25,726
土 地 区 画 整 理 組 合 貸 付 金	0	△	34,000	△	34,000
河 川 管 理 施 設 監 督 費	8,800	△	10,966	△	2,166
河 川 管 理 施 設 監 督 費	0	△	5,731	△	5,731
建 設 事 業 指 導 監 督 費	0	△	20,573	△	20,573
治 水 事 業 費	18,740	△	40,736	△	21,996
海 岸 事 業 工 事 諸 費	12,300	△	1,806	△	10,494
揮 発 油 税 等 財 源 道 路 整 備 事 業 費	0	△	52,000,000	△	52,000,000
道 路 整 備 事 業 費	52,000,000	0	52,000,000	0	52,000,000
住 宅 建 設 等 事 業 費	12,311,070	0	12,311,070	0	12,311,070
住 宅 對 策 諸 費	112,562,821	△	162,053	△	112,370,768
河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費	332,082,072	0	0	△	332,082,072
河 川 等 災 害 復 旧 事 業 工 事 諸 費	840,528	△	23	△	840,505
都 市 災 害 復 旧 事 業 費	1,009,000	0	0	△	1,009,000
河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費	36,576,000	0	0	△	36,576,000
計	547,421,331	△	52,504,928	△	494,916,403

[illegible]

丁号 国库債務負担行為補正

所 管	組 織	事 項	限 度 額 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 年 度	事 由
総 理 府	北 海 道 開 発 庁	海岸保全施設整備事業費補助 直 轄 漁 港 修 築 事 業	258,000 735,000	昭 和 58 年 度 昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度 昭 和 59 年 度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 江良漁港ほか12漁港の修築事業には、多くの日数を要するため

漁港修築費補助	940,000	昭和58年度	昭和59年度	漁港施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
公営住宅建設事業費補助 既 定	5,598,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	公営住宅建設事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 改 定	425,000 6,023,000	同 —	昭和59年度 —	
住宅宅地関連公共施設整備促進事業費補助	87,000	昭和58年度	昭和59年度	住宅宅地関連公共施設整備促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
国 営 公 園 整 備 既 定	203,000	昭和58年度	昭和59年度	滝野すずらん丘陵公園の施設の整備には、多くの日数を要するため
公 園 事 業 費 補 助 既 定	141,000	昭和58年度	昭和59年度以降4箇年度以内	
追 加 改 定	260,000 401,000	同 —	昭和59年度 —	公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
下 水 道 事 業 費 補 助 既 定	943,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	
追 加 改 定	2,561,000 3,504,000	同 —	昭和59年度 —	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
国 営 か ん が い 排 水 事 業 既 定	1,590,000	昭和58年度	昭和59年度	北松山右岸地区神丘頭首工門扉建設工事は8件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
畑地帯総合土地改良パイロット事業 既 定	400,000	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	

追加 改定	追 改	同 —	昭 和 59 年 度 —	
かんがい排水事業費補助	122,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	しるがね地区しるがねダム取水塔建設工事はから5件の工事には、多くの日数を要するため
圃場整備事業費補助	870,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	かんがい排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
諸土地改良事業費補助	80,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	圃場整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農道整備事業費補助	640,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	諸土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
畑地帯総合土地改良事業費補助	1,388,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農村総合整備事業費補助	298,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	畑地帯総合土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農地防災事業費補助	228,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	農村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農用地開発事業	1,480,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	農地防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農用地開発事業費補助	625,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	しるがね地区農地造成工事はから17件の工事には、多くの日数を要するため
林道事業費補助	385,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	農用地開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
				林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

沿岸漁場整備開発事業費補助	219,000	昭和58年度	昭和59年度	沿岸漁場整備開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	398,000	昭和58年度	昭和59年度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
海岸事業費補助	123,000	昭和58年度	昭和59年度	海岸事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
漁港修築費補助	351,000	昭和58年度	昭和59年度	漁港施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
水道用水供給施設整備費補助	173,000	昭和58年度	昭和59年度	水道用水供給施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
国営公園整備	900,000	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	国営沖縄海洋博覧会記念公園の施設整備には、多くの日数を要するため
追加分	250,000	同	昭和59年度	公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
公園事業費補助	1,150,000	昭和58年度	昭和59年度	公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
下水道事業費補助	532,000	昭和58年度	昭和59年度	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
国営かんがい排水事業	9,750,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	宮良川地区二又頭首工建設工事には、多くの日数を要するため
追加分	130,000	同	昭和59年度	
改定	9,880,000	—	—	

土地改良事業費補助	776,000	昭和58年度	昭和59年度	土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農用地開発事業費補助	111,000	昭和58年度	昭和59年度	農用地開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
林道事業費補助	45,000	昭和58年度	昭和59年度	林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沿岸漁場整備開発事業費補助	49,000	昭和58年度	昭和59年度	沿岸漁場整備開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	48,000	昭和58年度	昭和59年度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
海岸事業費補助	274,000	昭和58年度	昭和59年度	海岸事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
漁港修築費補助	1,906,000	昭和58年度	昭和59年度	漁港施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
土地改良事業費補助	786,000	昭和58年度	昭和59年度	土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農用地開発事業費補助	24,000	昭和58年度	昭和59年度	農用地開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
林道事業費補助	127,000	昭和58年度	昭和59年度	林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	124,000	昭和58年度	昭和59年度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

昭和五十九年二月二十二日 衆議院會議録第六号 昭和五十八年度一般会計補正予算(第一号)及び同報告書

一三二

厚生省	厚生本省	簡易水道施設整備費補助	414,000	昭和58年度	昭和59年度	
		廃棄物処理施設整備費補助	2,008,000	昭和58年度	昭和59年度	簡易水道施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		水道広域化施設整備費補助	2,484,000	昭和58年度	昭和59年度	廃棄物処理施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		海洋保全施設整備事業費補助	213,000	昭和58年度	昭和59年度	水道広域化施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農林水産省	農林水産本省	国営かんがい排水事業 既定	1,600,000	昭和58年度	昭和58年度以降4箇年度以内	海洋保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		追加	1,445,000	同	昭和58年度及び昭和60年度	小田川地区新河排水機場第二期建設工事は、9件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		改定	3,045,000	—	—	
		かんがい排水事業費補助	2,666,000	昭和58年度	昭和59年度	かんがい排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		圃場整備事業費補助	7,209,000	昭和58年度	昭和59年度	圃場整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		諸土地改良事業費補助	814,000	昭和58年度	昭和59年度	諸土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		農道整備事業費補助	3,424,000	昭和58年度	昭和59年度	農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

畑地帯総合土地改良事業費補助	923,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	畑地帯総合土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農村総合整備事業費補助	3,226,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	農村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農地防災事業費補助	2,020,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	農地防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農地保全事業費補助	678,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	農地保全事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
公害対策事業費補助	834,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	公害対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農用地開発事業	3,760,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	母畑地区第12工区農地造成工事は31件の工事には、多くの日数を要するため
農用地開発事業費補助	605,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	農用地開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
干拓等事業費補助	188,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	干拓等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	1,409,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
林道事業費補助	2,551,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

昭和五十九年二月二十二日 衆議院會議録第六号 昭和五十八年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

一四〇

水産庁	特定森林地域開発林道整備事業費補助	1,334,000	昭和58年度	昭和59年度	特定森林地域開発林道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		305,000	昭和58年度	昭和59年度	
運輸省	海岸保全施設整備事業費補助	3,862,000	昭和58年度	昭和59年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	漁港修築費補助	535,000	昭和58年度	昭和59年度	漁港施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	沿岸漁場整備開発事業費補助	1,002,000	昭和58年度	昭和59年度	沿岸漁場整備開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	海岸保全施設整備事業費補助	445,000	昭和58年度	昭和59年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
建設省	海岸保全施設整備事業費補助	440,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	新築海岸は、多くの日数を要するため
	追加工定	617,000	同	昭和59年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	公有地造成護岸等整備事業費補助	20,000	昭和58年度	昭和59年度	公有地造成護岸等整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	公営住宅建設事業費補助	135,906,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	

追 改	加 定	5,596,000 141,502,000	同 —	昭 和 59 年 度 —	公営住宅建設事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
住宅地関連公共施設整備促進事業費補助		1,413,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	住宅地関連公共施設整備促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
国 営 公 園 整 備	既 定	3,506,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度以 降5箇年度以内	国営昭和記念公園はか1箇所の施設の整備には、多くの日数を要するため
追 改	加 定	149,000 3,655,000	同 —	昭 和 59 年 度 —	
公 園 事 業 費 補 助	既 定	16,573,000	昭 和 58 年 度	昭和59年度以 降4箇年度以内	公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 改	加 定	4,439,000 21,012,000	同 —	昭 和 59 年 度 —	
下 水 道 事 業 費 補 助	既 定	78,257,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度以 降5箇年度以内	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 改	加 定	30,569,000 108,826,000	同 —	昭 和 59 年 度 —	
市街地再開発事業費補助		1,500,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	市街地再開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

昭和五十九年二月二十二日 衆議院會議録第六号 昭和五十八年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書 昭和五十八年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書 一四二

一 補正予算の要旨

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由により、歳出面において、災害復旧費、農業保険費、給与改善費、義務的経費、道路整備特別会計へ繰入、地方交付税交付金及び住宅・都市整備公団補給金等の追加措置を行う一方、既定経費、揮発油税財源の道路整備特別会計へ繰入、地方交付税交付金、予備費の修正減少を行い、歳入面において、租税及印紙収入の修正減少を見込むとともに税外収入の増収、公債の増発を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、昭和五十八年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。(単位未満四捨五入)

歳入	
当初	五〇、三七九、六〇三百万円
修正追加	九六六、九八七百万円
修正減少	五〇七、一四八百万円
計	五〇、八三九、四四二百万円
歳出	
当初	五〇、三七九、六〇三百万円
修正追加	九三三、七二〇百万円
修正減少	四七二、八八一百万円
計	五〇、八三九、四四二百万円
一般会計補正予算の概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)	
歳入	
1 租税及印紙収入	△ 四一三、〇〇〇百万円
2 専売納付金	一六、四一六百万円
3 政府資産整理収入	八、四四五百万円
4 雑収入	二〇二、五三二百万円
5 公債金	四四五、〇〇〇百万円
6 前年度剰余金受入	二〇〇、四五五百万円
歳出	
1 災害復旧費の追加	四四六、五三三百万円
(1) 災害復旧等事業費	四四四、二二八百万円
(2) 公立文教施設災害復旧費	二、三〇五百万円

2 農業保険費	一一、七三九百万円
3 給与改善費	五一、二六七百万円
4 義務的経費の追加	一四一、一四五百万円
5 道路整備特別会計へ繰入	五二、〇〇〇百万円
6 地方交付税交付金	八三三、二〇〇百万円
7 交通安全対策特別交付金	二、二六一百万円
8 住宅・都市整備公団補給金等	一二四、八七四百万円
9 国際分担金及び拠出金	三、三〇六百万円
10 その他の経費	一六、三九五百万円
(1) 水田利用再編対策費	三、八二七百万円
(2) 大豆及なたね生産者団体等交付金	四、三〇〇百万円
(3) さけ・ます漁業協力事業費	一、六九九百万円
(4) その他	六、五六九百万円
11 既定経費の節減	△ 一九七、六八一百万円
12 揮発油税財源の道路整備特別会計へ繰入の減額	△ 五二、〇〇〇百万円
13 地方交付税交付金の減額	△ 八三、二〇〇百万円
14 予備費の減額	△ 一四〇、〇〇〇百万円

二 補正予算の可決理由
本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について、補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和五十九年二月二十二日

衆議院議長 福永 健司殿

予算委員長 倉成 正

昭和五十八年度特別会計補正予算(特第1号)

右
国会に提出する。

昭和五十九年二月八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

昭和58年度特別会計補正予算
予算総則補正

第1条 次に掲げる各特別会計の昭和58年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

総理府、大蔵省及び自治省所管
大蔵省所管
大蔵省、通商産業省及び労働省所管
文部省所管
厚生省所管

交付税及び歳与税配付金
国債整理基金
石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策
国立学校
厚生省所管

国立病院年金
国民共済再保険
農業自動車検査登録
農林水産省所管
運輸省所管
建設省所管
自治

第2条 各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により昭和58年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添附する。

甲号 歳入歳出予算補正

所 管	特 別 会 計	款	項	補 正 額		
				追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)
総理府、大蔵省及び自治省	交付税及び歳与税配付金 勘定	入	租 税	0	△ 9,400,000	△ 9,400,000
			地 方 道 路 税	21,300,906	0	△ 9,400,000
			前年度剰余金受入	21,300,906	0	21,300,906
			歳 入 補 正 額	21,300,906	△ 9,400,000	11,900,906
大 蔵 省	国 債 整 理 基 金	出	地方歳与税歳与金	21,334,341	△ 9,438,435	11,900,906
			他 会 計 よ り 受 入	91,312	△ 40,540,319	△ 40,449,007
			他 会 計 よ り 受 入	91,312	△ 40,540,319	△ 40,449,007
			運 用 収 入	19,297,152	0	19,297,152
大 蔵 省	国 債 整 理 基 金	入	地方歳与税歳与金	21,334,341	△ 9,438,435	11,900,906
			他 会 計 よ り 受 入	91,312	△ 40,540,319	△ 40,449,007
			他 会 計 よ り 受 入	91,312	△ 40,540,319	△ 40,449,007
			運 用 収 入	19,297,152	0	19,297,152

大蔵省、通商産業省及び労働省	歳 出	歳 入	前年度剰余金受入		前年度剰余金受入		前年度剰余金受入		前年度剰余金受入	
			歳 入	補 正 額	歳 入	補 正 額	歳 入	補 正 額	歳 入	補 正 額
石油並びに石油及び石油代替エネルギー対策 石油及び石油代替エネルギー勘定	租 税	他 会 計 よ り 受 入	国債整理基金支出		0		23,463,294		23,463,294	
			42,851,758		△ 40,540,319		2,311,439		2,311,439	
			0		△ 9,400,000		△ 9,400,000		△ 9,400,000	
			0		△ 37,000,000		△ 37,000,000		△ 37,000,000	
			0		△ 37,000,000		△ 37,000,000		△ 37,000,000	
前年度剰余金受入	一 般 会 計 よ り 受 入	前年度剰余金受入	3,503,767		0		3,503,767		3,503,767	
			0		△ 37,000,000		△ 37,000,000		△ 37,000,000	
			0		△ 37,000,000		△ 37,000,000		△ 37,000,000	
			0		△ 37,000,000		△ 37,000,000		△ 37,000,000	
			0		△ 37,000,000		△ 37,000,000		△ 37,000,000	
雑 収	歳 入	補 正 額	91,553		0		91,553		91,553	
			91,553		0		91,553		91,553	
			△ 46,400,000		△ 42,804,680		△ 42,804,680		△ 42,804,680	
			0		△ 32,882,781		△ 32,882,781		△ 32,882,781	
			0		△ 2,409,023		△ 2,409,023		△ 2,409,023	
石油安定供給対策費	石油生産流通合理化対策費	石油代替エネルギー対策費	0		△ 4,488,171		△ 4,488,171		△ 4,488,171	
			0		△ 24,705		△ 24,705		△ 24,705	
			0		△ 3,000,000		△ 3,000,000		△ 3,000,000	
			0		△ 42,804,680		△ 42,804,680		△ 42,804,680	
			0		△ 5,048,460		△ 1,654,538		△ 1,654,538	
文 部 省	国 立 学 校 入	他 会 計 よ り 受 入	5,048,460		△ 6,702,998		△ 1,654,538		△ 1,654,538	
			5,048,460		△ 6,702,998		△ 1,654,538		△ 1,654,538	

[illegible]

一四六

[illegible]

出	歳	療養所勘定入	他会計より受入	療養所経営成費 看護婦等整備費 施正額	1,055,988 0 0	△ △ △	313,612 25,383 23,384	△ △ △	742,326 25,383 23,384
入	歳	療養所勘定入	他会計より受入	療養所経営成費 看護婦等整備費 施正額	1,055,988 0 0	△ △ △	362,379 23,384 23,384	△ △ △	693,559 23,384 23,384
出	歳	療養所勘定入	他会計より受入	療養所経営成費 看護婦等整備費 施正額	1,920,187 1,920,187 0	△ △ △	231,053 231,053 192,239	△ △ △	1,689,134 1,689,134 1,727,948
入	歳	療養所勘定入	他会計より受入	療養所経営成費 看護婦等整備費 施正額	1,920,187 1,920,187 0	△ △ △	231,053 231,053 22,477	△ △ △	1,689,134 1,689,134 22,477
出	歳	療養所勘定入	他会計より受入	療養所経営成費 看護婦等整備費 施正額	616,347 616,347 0	△ △ △	123,656 123,656 123,143	△ △ △	487,691 487,691 493,204
入	歳	療養所勘定入	他会計より受入	療養所経営成費 看護婦等整備費 施正額	616,347 616,347 0	△ △ △	123,656 123,656 5,513	△ △ △	487,691 487,691 5,513
出	歳	療養所勘定入	他会計より受入	療養所経営成費 看護婦等整備費 施正額	11,562,763 11,562,763 0	△ △ △	11,908 11,908 0	△ △ △	11,560,855 11,562,763 11,908
入	歳	療養所勘定入	他会計より受入	療養所経営成費 看護婦等整備費 施正額	11,562,763 11,562,763 0	△ △ △	11,908 11,908 0	△ △ △	11,560,855 11,562,763 11,908

運輸省	自動車検査登録	出	雑収入		雑収入	農業再保険費	業務取扱費	建設省	治水勘定	入	特定多目的ダム建設工事勘定
			歳入	補正額							
			74,345	74,345	0	0	0			18,740	10,160
			11,637,108	△	11,908	0	11,625,200			△	
			11,625,200		0	11,625,200	0				
			147,541	△	147,541	0	0				
			861,628	△	34,364	827,264	827,264				
			861,628	△	34,364	827,264	827,264				
			107,900	△	15,224	92,676	92,676				
			107,900	△	15,224	92,676	92,676				
			145,614	△	16,781	128,833	128,833				
			145,614	△	16,781	128,833	128,833				
			11,230	△	1,232	9,998	9,998				
			11,230	△	1,232	9,998	9,998				
			1,126,372	△	67,601	1,058,771	1,058,771				
			1,425,439	△	61,717	1,363,722	1,363,722				
			0	△	5,384	△	5,384				
			0	△	299,067	△	299,067				
			1,425,439	△	366,668	1,058,771	1,058,771				
			△		8,580						

歳 出	地方公共団体工事費負担金収入 電気事業者等工事費負担金収入	歳 入	歳 入 補 正 額	歳 出 補 正 額	工事諸費等治水勘定へ繰入 予 備 費	一般会計より受入 地方公共団体工事費負担金収入 電気事業者等工事費負担金収入	10,160	13,077	26,339	26,339	49,576	92,676	43,100	49,576
	15,007	15,007	△	1,980	1,980	13,077	10,160	13,077	26,339	26,339	49,576	92,676	43,100	49,576
	31,053	31,053	△	4,714	4,714	26,339	26,339	26,339	26,339	26,339	49,576	92,676	43,100	49,576
	64,800	64,800	△	15,224	15,224	49,576	49,576	49,576	49,576	49,576	49,576	92,676	43,100	49,576
	107,900	107,900	△	15,224	15,224	92,676	92,676	92,676	92,676	92,676	92,676	92,676	43,100	92,676
	0	0	△	43,100	43,100	43,100	43,100	43,100	43,100	43,100	43,100	43,100	43,100	43,100
	107,900	107,900	△	58,324	58,324	49,576	49,576	49,576	49,576	49,576	49,576	92,676	43,100	92,676

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管	特 別 会 計	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 度	事 由
農 林 水 産 省	国 有 林 野 事 業 治 山 勘 定	直 轄 治 山 事 業	276,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	鬼怒川地区はか5地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため 青森管林局はか8管林局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事及び地すべり防止工事には、多くの日数を要するため 磐井川地区はか4地区の地すべり防止工事には、多くの日数を要するため 治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこととを要するため 地すべり防止事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこととを要するため 石狩川地区はか1地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため 北海道管林局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
		国有林野内直轄治山事業	918,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	
		直轄地すべり防止事業	204,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	
		治 山 事 業 費 補 助	3,409,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	
		地すべり防止事業費補助	458,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	
		北海道直轄治山事業	60,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	
		北海道国有林野内直轄治山事業	282,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	

特定土地改良工 事					
北海道治山事業費補助	389,000	昭和58年度	昭和59年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため	
北海道地すべり防止事業費補助	30,000	昭和58年度	昭和59年度	地すべり防止事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため	
離島治山事業費補助	56,000	昭和58年度	昭和59年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため	
沖縄治山事業費補助	16,000	昭和58年度	昭和59年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため	
国営かんがい排水事業					
名取川農業水利事業 釜山堀南幹線排水 水路建設工事	70,000	昭和58年度	昭和59年度	名取川農業水利事業釜山堀南幹線排水水路の建設工事には、多くの日数を要するため	
平川農業水利事業 早瀬野タム第五期 建設工事	250,000	昭和58年度	昭和59年度	平川農業水利事業早瀬野タムの第五期建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため	
平川農業水利事業 五所川原幹線水路 建設工事	200,000	昭和58年度	昭和59年度	平川農業水利事業五所川原幹線水路の建設工事には、多くの日数を要するため	
最上川中流農業水利 事業中部幹線水路 建設工事	250,000	昭和58年度	昭和59年度	最上川中流農業水利事業中部幹線水路の建設工事には、多くの日数を要するため	
請戸川農業水利事業 高瀬幹線水路 第二期建設工事	120,000	昭和58年度	昭和59年度	請戸川農業水利事業高瀬幹線水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため	
会津北部農業水利 事業入方幹線第2 号隧道建設工事	170,000	昭和58年度	昭和59年度	会津北部農業水利事業入方幹線第2号隧道の建設工事には、多くの日数を要するため	
石岡台地農業水利 事業千代田幹線水 路建設工事	70,000	昭和58年度	昭和59年度	石岡台地農業水利事業千代田幹線水路の建設工事には、多くの日数を要するため	
浜名湖北部農業水利 事業湖北場水機 場建設工事	180,000	昭和58年度	昭和59年度	浜名湖北部農業水利事業湖北場水機場の建設工事には、多くの日数を要するため	
新津郷農業水利事業 東大通川排水路 建設工事	200,000	昭和58年度	昭和59年度	新津郷農業水利事業東大通川排水路の建設工事には、多くの日数を要するため	

水見農業水利事業幹線導水路第2号 隧道建設工事	220,000	昭和58年度	昭和59年度	水見農業水利事業幹線導水路第2号隧道の建設工事には、多くの日数を要するため
豊川総合用水農業万場調整池排水路建設工事	45,000	昭和58年度	昭和59年度	豊川総合用水農業万場調整池排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
東播用水農業中央管理施設建設工事	217,000	昭和58年度	昭和59年度	東播用水農業水利事業中央管理施設の建設工事には、多くの日数を要するため
東播用水農業水利事業川代ダム放流施設建設工事	56,000	昭和58年度	昭和59年度	東播用水農業水利事業川代ダム放流施設の建設工事には、多くの日数を要するため
日野川農業水利事業蔵王ダム付普通道路建設工事	315,000	昭和58年度	昭和59年度	日野川農業水利事業蔵王ダム付普通道路の建設工事には、多くの日数を要するため
加古川西部農業水利事業龍屋ダム取水門扉建設工事	200,000	昭和58年度	昭和59年度及び昭和60年度	加古川西部農業水利事業龍屋ダム取水門扉の建設工事には、多くの日数を要するため
吉井川農業水利事業新田原揚水機場建設工事	150,000	昭和58年度	昭和59年度	吉井川農業水利事業新田原揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
南予農業水利事業吉田導水路第四期建設工事	400,000	昭和58年度	昭和59年度	南予農業水利事業吉田導水路の第四期建設工事には、多くの日数を要するため
南予農業水利事業布宮川調整池護岸建設工事	200,000	昭和58年度	昭和59年度	南予農業水利事業布宮川調整池護岸の建設工事には、多くの日数を要するため
南予農業水利事業北幹線水路建設工事	100,000	昭和58年度	昭和59年度	南予農業水利事業北幹線水路の建設工事には、多くの日数を要するため
直轄干拓事業 河北潟干拓事業左岸支線排水路建設工事	130,000	昭和58年度	昭和59年度	河北潟干拓事業左岸支線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
河北潟干拓事業右岸支線排水路建設工事	100,000	昭和58年度	昭和59年度	河北潟干拓事業右岸支線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
河北潟干拓事業6号幹線排水路建設工事	70,000	昭和58年度	昭和59年度	河北潟干拓事業6号幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため

中海干拓事業門門操作施設建設工事	150,000	昭和58年度	昭和59年度	中海干拓事業門門操作施設建設の建設工事には、多くの日数を要するため
中海干拓事業伊川左岸用水路第9工区建設工事	120,000	昭和58年度	昭和59年度	中海干拓事業伊川左岸用水路第9工区の建設工事には、多くの日数を要するため
空岡湾干拓事業2号幹線用水路建設工事	180,000	昭和58年度	昭和59年度	空岡湾干拓事業2号幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
空岡湾干拓事業東側堤防第二期建設工事	170,000	昭和58年度	昭和59年度	空岡湾干拓事業東側堤防の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
国営農用地開発事業				
藤沢開拓建設事業農地開発中山工区造成工事	70,000	昭和58年度	昭和59年度	藤沢開拓建設事業農地開発中山工区の造成工事には、多くの日数を要するため
藤沢開拓建設事業農地開発平蔵工区造成工事	70,000	昭和58年度	昭和59年度	藤沢開拓建設事業農地開発平蔵工区の造成工事には、多くの日数を要するため
益田開拓建設事業農地開発25団地造成工事	150,000	昭和58年度	昭和59年度	益田開拓建設事業農地開発25団地の造成工事には、多くの日数を要するため
美々津開拓建設事業農地開発支線道路建設工事	110,000	昭和58年度	昭和59年度	美々津開拓建設事業農地開発支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
受託工事				
浜名湖北部農業水利事業湖北揚水機場建設工事	150,000	昭和58年度	昭和59年度	浜名湖北部農業水利事業湖北揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
豊川総合用水農業水利事業万場調整池排水路建設工事	55,000	昭和58年度	昭和59年度	豊川総合用水農業水利事業万場調整池排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
東播用水農業水利事業中央管理施設建設工事	213,000	昭和58年度	昭和59年度	東播用水農業水利事業中央管理施設の建設工事には、多くの日数を要するため
東播用水農業水利事業川代ダム放流施設建設工事	54,000	昭和58年度	昭和59年度	東播用水農業水利事業川代ダム放流施設の建設工事には、多くの日数を要するため
日野川農業水利事業蔵王ダム付管道路建設工事	25,000	昭和58年度	昭和59年度	日野川農業水利事業蔵王ダム付管道路の建設工事には、多くの日数を要するため

運 輸 省	港 湾 整 備	加古川西部農業水利事業龍屋ダム取水門扉建設工事	40,000	昭 和 58 年 度	昭和59年度及び昭 和 60 年 度	加古川西部農業水利事業龍屋ダム取水門扉の建設工事には、多くの日数を要するため
	直轄港湾改修事業	既 定	5,200,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度及び昭 和 59 年 度	新橋港はか15港の改修工事には、多くの日数を要するため
	追 加	改 定	3,628,000	同	昭 和 59 年 度	
	改 定	改 定	3,828,000	—	—	
	港湾改修事業費補助	既 定	7,113,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度及び昭 和 59 年 度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加	改 定	3,985,000	同	昭 和 59 年 度	
	改 定	改 定	11,048,000	—	—	
	港湾環境整備事業費補助	既 定	430,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	港湾環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	北海道直轄港湾改修事業	既 定	3,470,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	
	離島港湾改修事業費補助	既 定	987,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	
	沖縄直轄港湾改修事業	既 定	3,300,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度及び昭 和 59 年 度	那覇港ほか1港の改修工事には、多くの日数を要するため
	追 加	改 定	1,040,000	同	昭 和 59 年 度	
	改 定	改 定	4,340,000	—	—	
	沖縄港湾改修事業費補助	既 定	200,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	特定港湾施設工事補助	既 定	—	—	—	
	特定港湾施設工事補助	既 定	—	—	—	

新潟港整備工事	310,000	昭和58年度	昭和59年度	新潟港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するため
相馬港整備工事	300,000	昭和58年度	昭和59年度	相馬港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するため
青方港整備工事	300,000	昭和58年度	昭和59年度	青方港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するため
物資別専門埠頭港湾施設工事				
四日市港整備工事	250,000	昭和58年度	昭和59年度	四日市港における物資別専門埠頭港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するため
空港整備				
空港整備	5,259,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	高知空港はか2空港及び徳島飛行場の整備には、多くの日数を要するため
追加	1,540,000	同	昭和59年度	仙台空港周辺の緩衝緑地帯の整備には、多くの日数を要するため
改定	6,799,000	—	—	
緩衝緑地帯等整備	134,000	昭和58年度	昭和59年度	
空港整備事業費補助				
既定	2,487,600	昭和58年度	昭和59年度以降4箇年度以内	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要する
追加	646,000	同	昭和59年度	新千歳空港の整備には、多くの日数を要するため
改定	3,133,600	—	—	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要する
北海道空港整備	330,000	昭和58年度	昭和59年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要する
北海道空港整備事業費補助	136,000	昭和58年度	昭和59年度	
離島空港整備事業費補助	527,000	昭和58年度	昭和59年度	那覇空港の整備には、多くの日数を要するため
沖縄空港整備	100,000	昭和58年度	昭和59年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要する
沖縄空港整備事業費補助	420,000	昭和58年度	昭和59年度	

建設省	道路整備	直轄道路新設及び改築事業	既 定	追 加	追 減	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内	昭 和 59 年 度	昭 和 58 年 度 及 び 昭 和 59 年 度	
		直轄道路共同溝事業	既 定	追 加	追 減	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内	昭 和 59 年 度		昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内
			96,900,000	26,690,000	123,590,000	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内	昭 和 59 年 度		昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内
		直轄道路共同溝事業	既 定	追 加	追 減	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内	昭 和 59 年 度		昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内
			6,962,000	160,000	7,112,000	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内	昭 和 59 年 度		昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内
		一般国道改修費補助	既 定	追 加	追 減	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内	昭 和 59 年 度		昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内
			9,350,000	19,034,000	28,384,000	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内	昭 和 59 年 度		昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内
		地方道改修費補助	既 定	追 加	追 減	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内	昭 和 59 年 度		昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内
			21,889,000	31,349,000	53,238,000	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内	昭 和 59 年 度		昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内
		北海道直轄道路改築事業	既 定	追 加	追 減	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内	昭 和 59 年 度		昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内
			9,705,000	12,084,000	21,789,000	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内	昭 和 59 年 度		昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内
		北海道地方道改修費補助	既 定	追 加	追 減	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内	昭 和 59 年 度		昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内
			834,000			昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内	昭 和 59 年 度		昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内

一般国道神奈川 1 号西久保高架橋は、105 箇所の新設及び改築工事には、多くの日数を要するため

一般国道大阪 171 号共同溝工事には、多くの日数を要するため

道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

一般国道 36 号島松沢橋(その 2)は、38 箇所の改築工事には、多くの日数を要するため

追 改	加 定	4,453,000 5,287,000	昭 和 58 年 度 —	昭 和 59 年 度 —	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 改	加 定	3,600,000 2,718,000 6,318,000	昭 和 58 年 度 同 —	昭 和 59 年 度 以 降 4 箇年度以内 昭 和 59 年 度 —	土地区画整理事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 改	加 定	58,181,000 13,164,000 71,345,000 272,000	昭 和 58 年 度 同 —	昭 和 58 年 度 以 降 5 箇年度以内 昭 和 59 年 度 —	街路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 改	加 定	2,464,000 1,883,000 4,297,000	昭 和 58 年 度 同 —	昭 和 58 年 度 以 降 5 箇年度以内 昭 和 59 年 度 —	土地区画整理事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 改	加 定	450,000 2,865,000 3,315,000	昭 和 58 年 度 同 —	昭 和 58 年 度 及 び昭 和 59 年 度 昭 和 59 年 度 —	街路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 改	加 定	1,730,000	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 3 箇年度以内	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

追 改 定	820,000 2,550,000	昭和 58 年度 —	昭和 59 年度 —	一般国道 329 号宜野座大川橋はか 3 箇所の改築工事には、多くの 日数を要するため
追 改 定	586,000 1,122,000 1,708,000	昭和 58 年度 同 —	昭和 58 年度 及 び昭和 59 年度 昭和 59 年度 —	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ その事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 改 定	270,000 270,000 270,000 270,000 270,000 540,000	昭和 58 年度 同 —	昭和 59 年度 以 降 4 箇年度以内 昭和 59 年度 —	土地区画整理事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要す るため
追 改 定	14,898,000 100,000 14,998,000	昭和 58 年度 同 —	昭和 58 年度 以 降 3 箇年度以内 昭和 59 年度 —	公益事業者の負担に係る一般国道 大阪 171 号共同溝附帯工事に は、多くの日数を要するため
追 改 定	37,130,000 13,513,000 50,643,000	昭和 58 年度 同 —	昭和 58 年度 以 降 5 箇年度以内 昭和 59 年度 —	阿武隈川はか 82 河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、 多くの日数を要するため
追 改 定	9,600,000 454,000 10,054,000	昭和 58 年度 同 —	昭和 58 年度 以 降 4 箇年度以内 昭和 59 年度 —	小貝川はか 8 河川の激甚災害対策特別緊急工事には、多くの日数 を要するため

直轄河川環境整備事業	既 定	840,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	渡良瀬川はか2河川の浄化事業及び北上川はか6河川の河道整備事業には、多くの日数を要するため 吉野川の河川工作物関連応急対策工事には、多くの日数を要するため
	追 加 改 定	363,000 1,203,000	同 —	昭和59年度 —	
直轄河川工作物関連 応急対策事業	既 定	113,000	昭和58年度	昭和59年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加 改 定	6,683,000 17,962,000	同 —	昭和58年度以降5箇年度以内 昭和59年度 —	
河川改修費補助	既 定	11,273,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加 改 定	4,236,000 26,173,000	同 —	昭和58年度以降5箇年度以内 昭和59年度 —	
都市河川改修費補助	既 定	21,987,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加 改 定	79,000	昭和58年度	昭和59年度	
準用河川改修費補助	既 定	1,980,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	石狩川はか13河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追 加 改 定	3,840,000 5,770,000	同 —	昭和59年度 —	
北海道直轄河川改修事業	既 定	2,320,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	
	追 加 改 定				
北海道直轄河川激甚災害対策特別緊急事業	既 定				
	追 加 改 定				

追加 改定	270,000 2,590,000 90,000	昭和58年度 — 昭和58年度	昭和59年度 — 昭和59年度	石狩川の激甚災害対策特別緊急工事には、多くの日数を要するた め 石狩川の河道整備事業には、多くの日数を要するため
北海道直轄河川環境 整備事業 北海道河川改修費補 助	既 定 追 加 改 定	451,000 1,031,000 1,482,000	昭和58年度 同 —	昭和58年度及 び昭和59年度 昭和59年度 —
北海道都市河川改修 費補助	382,000	昭和58年度	昭和59年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め 河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
北海道準用河川改修 費補助	17,000	昭和58年度	昭和59年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め 河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
離島河川改修費補助	259,000	昭和58年度	昭和59年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
沖繩河川改修費補助	既 定 追 加 改 定	1,388,000 190,000 1,578,000	昭和58年度 同 —	昭和59年度以 降4箇年度以内 昭和59年度 —
直轄砂防事業	既 定	4,057,000	昭和58年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するた め
追加 改定	5,875,000 8,982,000	同 —	昭和58年度以 降3箇年度以内 昭和59年度 —	最上川水系はか24水系の砂防工事には、多くの日数を要するため

既定	700,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	最上川豊牧地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するた め
追加	55,000	同	昭和59年度	
改定	755,000	—	—	
砂防事業費補助				
既定	2,288,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ その事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追加	4,353,000	同	昭和59年度	
改定	6,641,000	—	—	砂防激甚災害対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実 施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行 うことを要するため
砂防激甚災害対策特別緊急事業費補助	72,000	昭和58年度	昭和59年度	
地すべり対策事業費補助				
既定	774,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要す るため
追加	284,000	同	昭和59年度	
改定	1,058,000	—	—	
北海道直轄砂防事業	261,000	昭和58年度	昭和59年度	石狩川水系はか1水系の砂防工事には、多くの日数を要するため
北海道砂防事業費補助	436,000	昭和58年度	昭和59年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじ めその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島砂防事業費補助	183,000	昭和58年度	昭和59年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじ めその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖繩砂防事業費補助	65,000	昭和58年度	昭和59年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじ めその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
多目的ダム建設事業				
仁淀川大渡ダム建設工事	510,000	昭和58年度	昭和59年度及び昭和60年度	仁淀川大渡ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
山国川耶馬溪ダム建設工事	700,000	昭和58年度	昭和59年度	山国川耶馬溪ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多く の日数を要するため

阿賀野川大川ダム 建設工事	既 定	700,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度及 び昭和59年度	阿賀野川大川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
	追 加	130,000	同	昭和59年度	
	改 定	830,000	—	—	
小瀬川弥栄ダム建 設工事	既 定	15,600,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度以 降4箇年度以内	小瀬川弥栄ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
	追 加	620,000	同	昭和59年度	
	改 定	16,220,000	—	—	
最上川寒河江ダム 建設工事	既 定	3,900,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度以 降3箇年度以内	最上川寒河江ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
	追 加	160,000	同	昭和59年度	
	改 定	4,060,000	—	—	
相模川宮ヶ瀬ダム 建設工事	既 定	12,300,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度以 降5箇年度以内	相模川宮ヶ瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
	追 加	210,000	同	昭和59年度	
	改 定	12,510,000	—	—	
信濃川大町ダム建 設工事	既 定	2,000,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度及 び昭和59年度	信濃川大町ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
	追 加	200,000	同	昭和59年度	
	改 定	2,200,000	—	—	

櫛田川蓋ダム建設工事	既 定	6,700,000	昭 和 58 年 度	昭和 58 年 度 以 降 3 箇年度以内	櫛田川蓋ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追 加 改 定	180,000	同	昭 和 59 年 度	
松浦川蔵木ダム建設工事	既 定	9,100,000	昭 和 58 年 度	昭和 58 年 度 以 降 3 箇年度以内	松浦川蔵木ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追 加 改 定	300,000 9,400,000	同 —	昭 和 59 年 度	
阿武隈川七ヶ宿ダム建設工事	既 定	9,100,000	昭 和 58 年 度	昭和 58 年 度 以 降 3 箇年度以内	阿武隈川七ヶ宿ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追 加 改 定	390,000 9,490,000	同 —	昭 和 59 年 度	
利根川渡良瀬遊水池総合開発建設工事	既 定	1,760,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	利根川渡良瀬遊水池総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追 加 改 定	—	—	—	
信濃川三国川ダム建設工事	既 定	2,400,000	昭 和 58 年 度	昭和 58 年 度 以 降 3 箇年度以内	信濃川三国川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追 加 改 定	1,150,000 3,550,000	同 —	昭 和 59 年 度	
加古川加古川大堰建設工事	既 定	900,000	昭 和 58 年 度	昭和 58 年 度 以 降 3 箇年度以内	加古川加古川大堰の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追 加	210,000	同	昭和 59 年 度 及 び 昭 和 60 年 度	

改 定	1,110,000	—	—	渡川中筋川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
渡川中筋川ダム建設工事	300,000	昭和58年度	昭和59年度及び昭和60年度	
北海道多目的ダム建設事業				
十勝川十勝ダム建設工事	1,840,000	昭和58年度	昭和59年度	十勝川十勝ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
石狩川定山溪ダム建設工事	6,300,000	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	石狩川定山溪ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追 加	1,220,000	同	昭和59年度以降3箇年度以内	後志利別川美利河ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
改 定	7,520,000	—	—	
後志利別川美利河ダム建設工事	120,000	昭和58年度	昭和59年度	

昭和五十八年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨
本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計、国債整理基金特別会計等の十五特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、国有林野事業特別会計等六特別会計について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うものである。

主な特別会計補正予算の概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計	歳入(百万円)	歳出(百万円)
交付税及び譲与税配付金勘定		
当初	一九、六八三、三三三	一九、六八三、三三三
修正追加	二一、三〇一	二一、三三三
修正減少	九、四〇〇	九、四三三
計	一九、六九五、二三三	一九、六九五、二三三
2 国債整理基金特別会計		
当初	歳入(百万円)	歳出(百万円)
	二七、三六〇、六六九	二七、三六〇、六六九
3 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計		
当初	四四七、一四四	四四七、一四四
修正追加	三、五九五	三、五九五
修正減少	四六、四〇〇	四二、八〇五
計	四〇四、三三九	四〇四、三三九
4 国立学校特別会計		
当初	歳入(百万円)	歳出(百万円)
	一、五一五、九一二	一、五一五、九一二
修正追加	五、〇四八	五、〇四八
修正減少	六、七〇三	六、七〇三
計	一、五一四、二五七	一、五一四、二五七

昭和五十九年二月二十二日

衆議院會議録第六号

昭和五十八年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書 地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書 農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案及び同報告書

一六四

5 厚生保険特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

(1) 健康勘定

当初

四、三二〇、二七三

四、三二〇、二七三

修正追加

一七、八四三

〇

修正減少

△

△

計

四、一五九、五二七

四、一五九、五二七

(2) 日雇健康勘定

当初

八〇八、一八二

八〇八、一八二

修正追加

五六三

〇

修正減少

△

△

計

一、一三七六

一〇、八一三

(3) 業務勘定

当初

三六〇、四三二

三六〇、四三二

修正追加

四七三

四七三

修正減少

△

△

計

三六〇、六三九

三六〇、六三九

以上の他に、国立病院特別会計、国民年金特別会計のうち業務勘定、農業共済再保険特別会計のうち農業勘定、自動車検査登録特別会計、治水特別会計の補正を行つてゐる。

なお、国庫債務負担行為の追加を行うのは、次の特別会計である。

国有林野事業特別会計

特定土地改良工事特別会計

港湾整備特別会計

空港整備特別会計

道路整備特別会計

治水特別会計

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十九年二月二十二日

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議長 福永 健司殿

地方交付税法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十九年二月八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)

の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「千三百三十五億円」を「千四百五十七億九千九百九十五万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中「千三百三十五億円」を「千四百五十七億九千九百九十五万円」に改める。

理由

地方財政の現状にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、昭和五十八年度分の地方交付税の総額の特例として加算すべき額を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方財政の現状にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、昭和五十八年度分の地方交付税の総額の特例として加算すべき額を増額しようとするものである。

二 議案の可決理由

最近における地方財政の状況にかんがみ、昭和五十八年度分の地方交付税の総額を確保しようとする本案は、妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十八年度一般会計補正予算の歳出において、所得税の減額措置に伴う地方交付税交付金の減額を補てんするため八百三十二億円追加計上されているが、このうち、本案施行に要する経費三百二十二億九千九百九十五万円が含まれている。

右報告する。

昭和五十九年二月二十一日

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議長 福永 健司殿

を控除して、なお残余があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和五十八年度において低温等による水稻、小豆等の被害が異常に発生したことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるための資金を、同年度において、一般会計から同勘定に繰り入れる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和五十八年度において農業共済再保険特別会計に生ずる農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、同年度において、一般会計から、百十五億六千二百七十六万三千円を限り、同特別会計の農業勘定に繰り入れることができることとしようとするものである。

なお、この一般会計からの繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余が生じた場合において、同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れることとしている。

二 議案の可決理由

昭和五十八年度において低温等による水稻、小豆等の被害が異常に発生したことにより農業

共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるため、同年度において、一般会計から同勘定に資金を繰り入れることは適切妥當な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和五十八年度一般会計補正予算において、一般会計から農業共済再保険特別会計の農業勘定への繰入金百十五億六千二百七十六万三千円を計上している。

右報告する。

昭和五十九年二月二十二日

大蔵委員長 瓦 力

衆議院議長 福永 健司殿

昭和五十九年二月二十二日 衆議院會議録第六号

一六六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 〒105
電話 東京 五三 四二(大代)

定価
一〇部
三三〇円